

○

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日の一般質問の答弁の補足がありますのでこれを許します。町長。

○町長（平野公三君） おはようございます。

昨日、小笠原議員からの一般質問への答弁において、私が、「釜石の奇跡」との表現を用いたところでありませけれども、釜石市においては、現在、「釜石の出来事」と表現しておりますので補足させていただきます。

○

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。

○8番（阿部俊作君） 議長。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 無党派日本共産党の阿部俊作といたします。

ただいまから一般質問をさせていただきます。

今まで平野町長と前町長にも大槌の未来をどのように考え、どのような施策を行うのか尋ねてきました。私は、各町長の夢と希望を尋ね、それに向かっていく姿勢を尋ねたのですが、現状の対応に追われるあまりなのでしょう。町長の考えるこの町の大槌のあるべき姿が伝わってこないのです。町長の考えるビジョンを尋ねたいと思っております。

一つ目に、災害の伝承と町の未来について、町長は、旧役場庁舎の解体を進めるとのことですが、津波にはサイクルがあり未来にも襲来が予測されます。津波の被害を最小限に食い止め、人命を守るためには、災害を伝えるとともに、地球の自然を学習し、理解することが大事だと考えています。

旧役場庁舎を残したいという遺族の方の中には、津波で全てを失い、亡くなった方と少しでも思い出のつながりを持ちたいと思う人もいらっしゃると思います。町外の方に多いと感じていますが、津波の教訓として残すべきという人もいらっしゃいます。また、解体を望む方は、無残で痛ましい姿を見たくないと思う方もいらっしゃいます。

私は、大槌町のビジョン（未来像）をどのように描くかによって、保存または解体が

人々に理解されるものと思います。町長のお考えを伺います。

次に、人口問題についてお尋ねいたします。

子ども子育て支援、子ども医療費助成、高校の存続支援など、若い世帯の定住に向けて、県内は言うに及ばず、全国でその施策にさまざまな取り組みが始まっています。

私は、その先進事例を見聞きするに当たり、当町でももっと、何かすべきであると考えます。差し当たり、医療費助成についてお尋ねします。

子ども医療費助成を、高校まで拡充し、現物給付としてもよいのではないかと思います。当局の考えを伺います。

交流人口拡大には、大槌の特徴を当局も町民もよく知ることが大事だと思います。特産品観光の原点は、地域の自然、歴史、文化にあると思います。

昨年は、大槌孫八郎没後400年でしたが、鮭文化祭をやって終わりでは、あまりにも寂しい気がいたします。大槌町にはまだ偉人にふさわしい人たちがいらしたと思いますが、そうした人たちを掘り起こし、知らせ伝えていくべきだと思いますが、当局のお考えを伺います。

次に、仮設住宅の集約化に伴い、移転を余儀なくされる方もいらっしゃると思いますが、移転するに当たり、当局では、町内に定住するように、どのような対策をとっているのか伺います。

三つに、交通網についてお尋ねいたします。交通網の整備はあらゆる面で重要な課題であります。特にも、沿岸と県都、内陸を結ぶ県道26号線の土坂峠のトンネル化は、町の重要ポイントと考えて何度か当局の考えを尋ねたところであります。今年度、トンネル化の運動の予算が計上されていると認識しておりますが、活動の気配が感じられません。どのように計画されているのかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

町では、安心安全な場所で住まいを再建できるよう、多重防災の取り組みを進めています。

これまで、第一防御ラインとして、海岸保全施設の整備とあわせ、第二防御ラインとして、高台移転や土地のかさ上げなどの整備、第三防御ラインとして避難施設や避難路の整備、防災マップの作成を進めてまいりました。

そして、最終防御ラインとして、自然災害と隣り合わせで暮らしているという意識と、

いざというときには、自主的に避難するという心がけを醸成する取り組みを行ってまいります。

また、教育を通じて、防災に必要な意識、想定外の状況に対応する力を育てていきたいと考えております。

教育大綱では、町民のあり方・目指す姿で、「自立」「協働」「創造」を掲げております。

「自立」では、自分で状況を理解して、それに対して判断できる子供を育てることが一番の防災力だと考えます。

そのためにも「地震があったら一刻も早く高台に逃げる」「津波てんでんこ」などの教えを伝えることが必要と考えます。

また、「協働」ではどのような状況、例えば被災地での避難所であっても、協力し合うことの重要性を理解させ、「創造」では災害に立ち向かう力、逆境に立ち向かう力を身につける必要があると考えます。

ふるさと科の中でも防災を柱の一つとしており、引き続き防災教育の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

これからは従来のハード面を中心とした一線防御から、ハード・ソフト両面の施策を総動員した「命を守る多重防災のまちづくり」への転換を進めることで、未来へ続く安心で安全な大槌を築いてまいります。

次に、人口問題についてお答えをいたします。

まず、医療費助成についてですが、現在、町では、子育てに取り組む保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を図ることを目的として、中学生までを対象に医療費助成を実施してるところであります。

医療費助成に要する経費の財源には、県の補助金を活用しておりますが、当該県補助金においては、所得制限が設けられているほか、未就学児の医療費及び小学生の入院医療費のみが補助対象とされていることから、県補助金の対象とならない医療費については、町の単独事業により助成を行っている状況にあります。

医療費助成対象の高校生までの拡大につきましては、今後の県の補助制度の動向や他の自治体の状況等を踏まえ、検討してまいります。

医療費助成の現物給付につきましては、現在、県内一律で未就学児を対象に実施して

いるところであります。

町といたしましては、子育て支援の充実を図る観点から、現物給付の対象拡大は望ましいと考えておりますが、実施に当たっては、国民健康保険に対する国庫負担金の減額調整措置が大きな課題となっております。

現物給付に伴う国庫負担金の減額調整は、平成30年度以降、未就学児に限り廃止されますが、小学生以上については、引き続き減額調整が行われることとなっております。

このため、町では全国町村会を通じ、子ども医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施するよう要望してきたところであり、今後も引き続き、国庫負担金の減額調整措置の廃止と、国の制度としての医療費助成の実施を、強く要望してまいりたいと考えております。

次に、大槌町の偉人についてですが、阿部議員御指摘のとおり、当町には江戸時代に海商として活躍した前川善兵衛や、金沢の金山絵巻等描いた佐々木藍田、また、郷土の教民教育等にいそしんだ仏教家の菊池慈泉、祖晴兄弟など、後世に伝えていくべき数々の先人がおります。

こうした先人は、既刊の大槌町史や大槌漁業史などにも記載され、さらに震災前においては、大槌町文化財展で取り上げるなど、町民の皆様に周知してきた経緯があります。

今後も、大槌町では、こうした先人のさらなる掘り起しや、また、先人の偉業を伝えるべく、さまざまな手だて等を講じてまいりたいと考えております。

次に、応急仮設住宅の集約に伴う、移転者の定住対策についてですが、本年1月末現在、応急仮設住宅には、今もなお1,381名の方々が入居しております。

災害公営住宅の整備や、土地の造成工事などの進展もあり、本年4月から恒久的な住宅への移行が本格化することから、本年9月には大規模な仮設住宅の集約を図ることとしております。

仮設住宅の集約を進める一方、再建に関して悩みや不安を抱く方々も多くいます。

その方々に対しては、再建支援相談員による伴走型支援によりきめ細かやかな対応、恒久的な住宅への移行を支援するとともに、被災者以外で、震災を機に大槌で活動するため移住し、仮設住宅に目的外などで入居される方々に対しましても、町外への流出を防ぐため、町内の民間賃貸住宅へ移行いただくための、民間賃貸住宅家賃支援補助金の制度を設け、アパートのオーナーとの情報交換の場を設けながら、大槌への定住につなげる取り組みを実施しているところであります。

次に交通網についてお答えします。

今年度、当初予算で土坂トンネル早期実現のための組織設立と活動予算を計上したところであり、PR用懸垂幕及び看板を設置し、気運の醸成に努めていることとします。

町民と一体となった集会等については、来年度「(仮称)三枚堂大ケロトンネル」の貫通から開通を予定しており、それらの機会と合わせて予算を一部繰り越して実施してまいりたいと思います。

○議長(小松則明君) 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番(阿部俊作君) まず、順番からいけば役場庁舎問題ですけども、今日はテレビカメラがないので、報道局カメラがないようですので、人口問題からお尋ねしたいと思います。よろしいですか。

まず、国民健康保険に関する国庫負担減額調整といろいろ医療費助成についてお尋ねしたいと思います。

今は、つまり減額調整というのはペナルティーということで、大槌町でそういう医療費助成をすると、医療費があまりかかるから国のほうではそれ分引くっていうか、そういうことなんですけども、実は2015年12月に厚生労働省のほうから通達が出ていると思うんですが、ペナルティーをやめるっていうそういう内容のものだと思いますけども、その辺ちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長(小松則明君) もう一度、説明お願いいたします。

○8番(阿部俊作君) 単独事業によって医療費助成を行っている場合、今まではペナルティーっていうかその補助分を差し引いて交付金を出すっていう、そういうことでした。

あの、調整っていうことで、それで、今年度4月からは、そういうのをやめるっていうそういう情報を得たのですが、その辺をお尋ねしたい。

○議長(小松則明君) 民生部長。

○民生部長(才川拓美君) 医療費助成の現物給付に伴う国庫負担金の減額調整の話かと思えますけれども、これにつきましては、ただいま議員から御指摘のありました2015年の厚労省の通達の内容については承知してございませんが、現在のところ平成30年の4月1日以降、未就学児に限り、現物給付に伴う国庫負担金の減額調整については廃止をするということで通知が来ております。

○議長(小松則明君) 阿部俊作君。

○8番(阿部俊作君) それではですね、今、全県は、全県というか各地のほうで多数、

数はちょっと把握しておりませんが、高校生まで医療費助成を拡大しているところがあるんですけれども、それについての今後のお考えはありませんか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 先ほどの町長のほうも述べたように、今後の動向等を確認しながら今後検討していきたいというところで、先ほど町長述べたように担当課のほうとしても考えておるところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私、ちょっと調べたところによりますと、今までの交付金とはまた別に地域活性化、それから「地域住民生活等緊急支援交付金を活用した地方単独事業による医療費助成の取り扱いについて」という厚労省の通達が出ております。その中によりますと、まず、医療費の町単独で行う事業について、年齢要件を緩和する場合、所得に関する制限があったと言っていましたけれども、この中では、まず、ちょっと読んでみますね。

一つ、「年齢要件を緩和する場合、交付金を用いて医療費助成の年齢要件を緩和した場合、当該緩和した部分の年齢に該当する被保険者に係る療養給付費等負担金等については、調整率を適用して算定することを要しない」とつまり、年齢要件を緩和した場合について、まず、ペナルティーはなし。

それから、二つ目にあります、「所得要件を緩和する場合、交付金を用いて医療費助成の所得要件を緩和した場合、当該緩和により新たに医療費助成の対象となった所得区分の被保険者に係る療養給付費等負担金等については調整率を適用して算定することを要しない」今後、この緩和にしても、ペナルティーは課しませんよっていう通達。

それから、三つ目もありますね。「既に助成対象となっている被保険者の助成内容を拡充する場合」等々ございます。

それから、新たに医療費助成を行う場合、高校なんかにふやすことになるかと思うんですが、「交付金を用いて新たに医療費助成を実施する場合、当該医療費助成の対象となる被保険者に係る療養給付費等負担金等については調整率を適用して算定することを要しない」ただ、この地方創生っていうかの交付金を活用する場合は、しっかりした区分を設けるっていうちょっとそういう部分はありますけれども、このようにペナルティーはない。子どもたちの医療費給付するために、変更っていうか、安心安全そういうことを守るためにはいろいろ考えれば、こういう交付金も、出ているようなんですが、ちょ

っとその辺調べて、持って、高校まで、拡大できるんじゃないかって、そういう条文もありますけどもその辺ちょっとお聞します。

○議長（小松則明君） 当局、民生部長。

○民生部長（才川拓美君） ただいま御指摘のありました減額調整を行わないということにつきましては恐らく償還払で行う場合の話であると思います。減額調整が行われるのは、現物給付で、医療費助成を行った場合でございます。現行、当町でも行っている小学生以上のお子様に行っているような償還払による医療費助成につきましては、国庫負担金の減額調整っていうのは行われてございません。

それで、高校までの拡大ということについてでありますけれども、現在は県の補助制度、財源として活用して医療費助成を行っているところでございます。

それぞれの市町村の財政規模に応じて、医療費助成をどこまでやるかということにつきましては差が生じているという状況にあることは、こちらとしても承知をしているところでおります。

町といたしましては、今後の県の補助制度の動向や、他市町村、例えば当町の状況で申し上げますと、釜石大槌という大きなくくりでの医療圏の中で、お互いの住民が行き来をしながら医療機関にかかっているというような状況もございます。

そういった中で、医療費の助成に差が生じてくるということになりますと混乱を生じる可能性もございます。

そういった状況も十分に考慮しながら、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よそを見ながら自分のほう考えてるっても、ここは地方自治っては大槌町っていう一つの枠ですので、この町の住民をどう守るかって言えば、町独自のいろんな支援方法があって、ほかをこう見ながらではないと思いますよ。

それで、それではまず今まで減額調整して減額ってかペナルティーを課せられて、しゃべりやすいので言いますけども、それで減らされた金額というのはどのぐらいなんですか。1年とかそういう区切りで。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） その減額調整の金額というところでございますと、ちょっと現在把握してないっていう状況になります。

○議長（小松則明君） 財政課長わかります。わかんないですか。

阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それは、後から調べて教えていただけますか。

○議長（小松則明君） 町民課長、後からでなく、すぐ調べさせてください。時間内に。

阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 余り大きな額ではないですよ。他市町村等聞いてみれば50万とか高くても、そういう中で交付金を心配して医療費を助成できないんじゃないと思いますので、その辺もちょっと検討しながらそれから今出された地域活性化等に関して医療費助成の取り扱いってこういう交付金が私のここに来たわけじゃないんですけど、調べたらあったので見ました。その辺、ちょっとこの資料を後でお渡ししますので、ちょっと今後の医療費について御検討ください。今すぐに回答っていうわけではないんですけども、町の子供たちをふやし、育て、そして元気に育てほしい、そういう思いでこの医療費のことを申し上げます。

それでは、次に、医療費から人口問題ということで、歴史なんかも言いましたけども、まず、身近な問題として、仮設住宅の集約化っていう中でお尋ねいたします。

まず、当町にはUIターン等で来ている人もいるわけなんです。実家が、なくなって今仮設になって入っている方もいます。集約する場合にどのような手だてをしているかっていうことで今お答えいただいたわけなんですけども、そのことが十分に伝わってないような感じがするんですが。それで、ちょっと行くところがないっていう相談を受けた場合なんですけども、そういう仮設集約9月までに移動っていう場合に民間住宅自分で探せみたいな形で対応しているようなんですけども。その辺どうなんでしょう。民間にはそういう空きがいっぱいあるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） お答えをいたします。

仮設住宅の集約に伴って移転をしなければならないような方が、計画上は確かにいらっしゃいまして、その方に対しての周知が足りないということです。ここはもう少しやっていく必要があります、具体的には今月末に、これから先どういうふうを考えていますか、みたいなことを調査をしていますので、その過程でもよく話を聞いていきたいと思っています。それで、行き先があるのかというお話ですけれども、今民間のアパートの状況なんかっていうの答弁にもありましたとおり、アパート側とも相談をしながら

進めていますが、全体としては、数はあるんですけど今復興事業の関係でそれはなかなか空かない。空く見通しはどうかというのがよくわからないという状況になっていますので、ここはよくそういった方々とも意見交換をしながら、状況を把握して適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 民間住宅は当然復興がきちんと終わらないうちには部屋が空かないわけです。でも、ことしの9月には、もう引き払ってくださってということなんですよ。行き場を失って相談に来ているんです。

それで、この町に住めないのかっていう、人口問題で一番大事なことと言いながら、そういう状況なんです。コミュニティ支援室、コミュニティついでるので、ちゃんとやっぱり町民にいろんな説明は、温かい手を差し伸べるべきだと思います。コミュニティがなっていないコミュニティってちょっと問題だと思いますが。町長どのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘のとおりだと思います。やはり、不安に思っている方がいらっしゃるってことになれば、お話ししましたとおり、伴走型の話をしていただいておりますので、しっかりとその話をお聞きしながら、不安ないように、また、議員御指摘のとおり、これから出ていかれると、っていうことございますから、きちんとお話を聞きながら、その対応策はその方々と一緒になって考えていきたいと思っております。そうしたいと思っておりますし、そういうことをしっかりと担当課にさせるようにいたしたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 災害公営住宅にも入れない。それで縛りがあるとかいろいろなことなんです。普通にそういう人がUターンIターン等で当町に住んで仕事も見つけている方たちが、行くところがない。そういう状況なわけです。そして、集約はもう9月まで。でもそれまでには部屋も家もない。それを考えたときに、何とも不安で不安でしょうがないわけなんです。9月までに何とか、じゃないと思っております。

あらかじめ、そういう仮設を移動される方にはこういうところがありますよって用意をする、あるいは、その状況を見ながらきちんと手当てするべきではないかと思っておりますが、それまでやっぱり仮設に住むしかないんじゃないですか。いかがでしょう。

○町長（平野公三君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 現在の目的外も、民間のアパートがないという状況から目的外使用という制度を利用してそこに入らせていただいているわけで、その時点で民間のアパートが全くないんだと、他に行くところがないんだということであれば、目的外使用の延長ということも考えていまして、せざるを得ない状況もあるのかもしれませんので、その辺も考えているところであります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そのように不安のないようにきちんと説明することだと思います。それがコミュニティの大事なところですよ。それで、やっぱりもう一度そういう方に対しては、ちゃんと安心してこの町に住めるよ、そういう姿勢をきちんと見せていかないと、どんどん人口がなくなる。

事実、たしか釜石とか、ほかに転居したというそんな話も聞いておりますよ。この町でどうやって住んで人口ふやすかっていう中に、それはではちょっとあんまりでしょう。

例えば、九戸村っていうところで人口が当町よりも少ないみたいなんですけども、村で今頑張っているところなんです。ここでは、若者住宅っていうのをつくってまして、戸建ての2,000万ぐらいかかったみたいなんですけども、そして、そこに新婚さんが入居する場合は家賃が4万円、子供が1人生まれれば3万5,000円、2人になれば3万円、それ以上になれば最高2万円。そういう子育て支援、そういう住宅をいっぱいつくっています。

町の真ん中に空き地があるということで、そういう空洞っていう、町の真ん中にそういう施設なんか考えられませんかでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

確かに、町有地が点在しておりまして、その活用については、今検討はしております。ですが、今、議員御指摘のように誰でも入れる住宅。確かに施策的には考え得るべきものだと思います。当町には定住促進住宅がございます。あれは公営住宅法の適用にならない、誰でも入れる住宅でございます。ですが、今、災害公営住宅が当町には最終的には660戸ほど建設されます。こういった中で、公共施設のインフラがどんどんふえていきます。こういった状況の中では、やはり今既存ストックを活用することを重点的に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それで、重点的ということですが、現状の、ある住んでいる方たちが抜け出よう、またそういう対応の状況の中で、人口をどのようにふやすかっていう問題、大変だ大変だと言いながら、ちょっと政策・施策がないんじゃないですかって思います。

災害公営住宅の縛りは何年でしたか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 災害公営住宅の縛りは発災から3年ですので、もう既に終わってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） じゃあ、災害公営住宅に入れるんじゃないですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 仮設住宅にまだ被災者が多く住んでいる中では、今、一般被災者のみの入居にしてございます。

これについては、現在、ほぼほかの市町村も同じような動向でして、また県営住宅においても同じような状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それで入居の見込みとかその辺はどうなんでしょう。空きが出そうとか、それからそういう町内にいるUターンIターンの若者、いろんな人たちの入居状況についてどのように考えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） まだ現在、仮設住宅に多くの被災者がおりまして、その方々が全部入居できるような状況にはまだ至っておりませんので、そちらの方がIターンUターンの方々の入居とか、入居要件を緩和するといったことは、まだ現在の時点ではできない状況になってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 見通しについてはまだわかりませんということでもよろしいですか。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） 当町の災害公営住宅の完成、最後に完成するのが平成31年度になってございます。ただ、30年度では99%完成してまいりますので、その辺の状況を

見ながら、いつの時点でそういった災害公営住宅というものから町営住宅に切りかえるかということ、これから検討していかなければならない時期に来ていると思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、人口問題が一番大事ということで、新聞にも町長がお出になって話されております。

住むところがないっていうことは、本当に基本的なことだと思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。

それから、仮設に今住んでいる方、9月って言いましたけども、延長できるとおっしゃいましたよね。違いますか。

○議長（小松則明君） 確認です。コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 目的外使用の運用について、延長の余地があるということで申し上げました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 目的外使用についてまだ期間的余裕があるってことですね。わかりました。そのことについては私も相談を受けた方には説明します。きちんとまだ大丈夫だよっていう方向でちゃんと接していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 町外に流出することのないように、促進するという観点からそのようにしたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。よろしく。コミュニティですので、きちんと心が通じ合うように、そういう町民との対話をお願いいたします。

さて、それでは旧庁舎についてを、私、新聞を受けたので、きょうこの場で私の考えを話すということでおりました。

旧庁舎については、私のほうにも、まず、町外のいろいろな方から、残したほうがよい、それから、私が所属政党の幹部からも、残すべきではないのか、広島原爆ドームは20年もかかって結論出した等々言われました。

また、都会に出ている娘からも、震災遺構として旧役場庁舎を残してって、そういう

声も言われました。

そしてまた、旧役場庁舎残すということについては、今や大槌だけの問題ではないっというような話も言われております。

こういったことは、テレビ各社初め報道関係者の全国に広げた賜物だと思っております。

こういう悲劇は誰も味わいたくないというのは同じことなんですけども、私もそうしたいろんな人たちの話を聞きながら考えました。考えさせられました。

でも、やっぱり私は震災遺構としての、旧役場庁舎には無理がある。

きのう、町長が復興庁から三つの要件、まちづくりに適合しているか、それから、維持管理費、町民との合意、という中で町内の中ではやっぱりちょっと無理があると。もともと耐震基準に満たない建物ということで、現在は、鉄筋が腐食したのかな、外にさび色がちょっと見えてきている。こういう中で、次の津波の対応として対策として、残すというのはかなり無理があるなと思います。

最初は国の交付金等々で、保存ができるとしても、やっぱり、津波のサイクル、次の大津波が来る時の対応として、それまで考えるのであれば、私はちょっと無理があるなと思います。

大槌町では、本当はいろんな災害を伝えるための施設があったんです。祈りの場とさまざまみんなの願いを聞いて幸せになるように、そういう、祈りの場と災害を伝える場所が御社地だったんです。

昔の人は、天災いろんな災害は、怨霊とかたたりとかそういう部分もありまして、それで、日本3大怨霊の1人と言われる菅原道真をそこに祭ったわけなんです。災害がなくなるように、そして、その人のみんな亡くなった方とか鎮めるために、やっぱりあそこに日本庭園つくった。そういういろんな歴史があるわけです。ところが、第二次世界大戦の最中の考えで、御社地の池がまず壊されて、そういう中から御社地を伝えていく人がもうなく少なくなってきた。そういう現状にある。

それで、私自身は、昔からあったそういう願いで、過去から現在、未来と伝えていく大事なものだと思っています。そこがもし今、御社地はもうかさ上げで復元できない状態なので、もしできるのであれば、旧役場庁舎の跡地をそういう昔からの歴史庭園があったのを再現し、また新たに、そういう、庭園とその思いであれば、400年伝わると思うんですよ。400年、千年の維持管理もそれほどかかるもんでもないし、ただそこには

思いが込められている。そういう、私は考えてみましたが、一つの私のアイデアとして考えてもらえないでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

阿部議員は歴史に造詣が深くて。御社地については、地盤面でしっかりと今回いろんな考え方がありましたけれども紆余曲折ありながら、御社地に対する思いというのは公園の中に私はあったんじゃないかなと思います。

そういう中でしたら、御社地の公園の利用を図りながら、歴史を伝えていくということがまず必要ではないかなと思います。

前にも話したとおり、旧役場庁舎解体後については、今、緑地という形になっていて、また、これからの部分につきましては、今のところ防災空地という形の取り組みをしていかなきゃならないという思いはございます。

なかなかですね、その部分ではあそこをまた整備をしてということではなくて、やはりなかなかその部分で公園化したりという部分は大変厳しいのかなと思いますが、しかしながら跡地をどうするかという部分につきましては、これから防災空地という形で考えておりますし、その中でどうこれから伝えるかという部分については、これからの解体あってからでないと、またまた議論を重ねていかなきゃならないと思っています。

歴史という視点からすれば、今の御社地の今話し合ったようなことがですね、この御社地公園の中で、展開をされるんだろうという私の中では考えておりました。

○町長（平野公三君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今までの町長のは、解体、解体っていうそういう方向だけで聞こえたもので、それでもちょっとこの町の未来、どういうふうにつくっていくかっていうことで、震災遺構としてどこにどのようなもの配置したり、あれを伝えていくかっていうのは、まちづくりの一環の中で重要なことだと思います。それで、私が解体っていうのはまずさっきしゃべったとおりに庁舎が残せないという部分と、それから多くの方が亡くなったそれを強調して全国から言われております。私自身は、多くの方が亡くなってしまった。だから、逃げろっていうそういう発想。恐怖で物を訴えて逃げる、これは、人間有史以来の人間の体に備わっていることだと思うんです。怖いから逃げるとか、そういうの。そういうことを力を持って争うのが戦争です。戦争の原点はそうじゃないですか、恐怖を与えて、だから、物が成る。私はそうじゃなく、この自然災害に対して、

自然から大したいろんな恵みを受けて、そしてその中で私たちが生活してるわけですから、恐怖っていうのも、大事な部分ではありますが、一番最初に自然と向き合うってこと、そして、自然の現象、地震と津波、それから地震があつて、噴火、いろんな地球には天災、いろんな活動があります。それを深く理解することによって、避難行動とかそういうのが判断できる。そういうレベルまでやっぱりみんなで勉強しなければならないのではないかと思います。

今、GPSで、地球、大陸のひずみ等が測定されるようになってきましたけども、ただそれがどのようになるかっていうデータはまだないです。だからこういうふうなひずみが出たからすぐに地震になるとか、そういうのはデータ不足で、災害がいつ起こるってできませんけども、こういうデータをどんどんどんどん積み重ねしていけば、後々にはやっぱりいろんな科学的に避難したり地球がどうなるかというのはわかると思います。

それで、そこでまず一つ言って、それで逃げること、恐怖っていうよりもやっぱり津波震災遺構は、私はやっぱりふだんから歩いていて、これが、津波があつたっていうそういう記憶を残すものとしては、私は赤浜のほうを考えておりましたけども、なぜかそっちのほうにするとということによって、そこに人の流れができるわけです。その人の流れは、大槌の基幹産業の漁業とか、そういうところを通るわけです。加工場とか、そこに行って海産物のおいしいもの食べたり、この町のよさを知らせる部分もあります。でも、その先にはやっぱり津波の遺構を置いておく。そして通るたびに、ひょっこりひょうたん島とか見学できる。そういう、いろいろさまざまなまちづくりの未来の方向性があるという、そういう中で、町長がこういう町にしたい。こういうのもあるんだよっていうのを町民に広くアピールしながら町民との合意を図り、この町を一緒につくろう、そういう方向であればうれしいなと思って。私はちょっと、町長の未来どう思うのかっていうことなんです。私は簡単に言えば、この町は、明るく楽しく未来は豊かに、それだけです。ですからそれに必要なものをいろいろ探し、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかと、そういうことを今まで言ってきたのでありますけども、町長、もう一度何か未来に対して。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

いろいろと阿部議員がお話した明るくそして楽しくというキーワード大変これからの

まちづくり中では必要なことだろうと思います。

私とすればやはり真の復興は何なのかということをしつかりこれからこの1年間問わなきゃなんないだろうなと思います。

今は復興事業という形でさまざま取り組んでまいりました。ハード面は特に大きく、そして、そのあとコミュニティとかなりわいとかってという話をされておりますけれども、真の復興は何ぞや、というこれを平成30年で行う総合計画の中でしっかりと定めながら進めていきたいと思っています。

基本的には阿部議員と同じく明るく楽しくという部分はベースにあると。しかし、それは表に出すのではなくて、やはり何らかのいろんな形で事業展開する中では、地域の方々とのコミュニティを大事にしながら、そしてまちづくりにもやはり、自分がしっかりとまちづくりに参加しているんだというような思いをやはり醸成をする、そういうことが必要だろうと、私も話した通り、共鳴をできるという形ですね、ぜひまちづくりをしていきたいと思っています。

とにかく、30年度は復興からの本当の真の復興とは何ぞやという問い合わせながら、あと10年の方向性を総合計画の中でしっかりと地域の方々と話し合いながら進めていきたいと思っています。

とにかく、底辺にはコミュニティを大事にしながら、そして、地域産業を創生をしていくということがすごく大事なことだと思います。

○議長（小松則明君） さっきの町民課長の答えも出ておりますが、それを間に入れてよろしいですか。町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 先ほどは御回答できず申し訳ございませんでした。

先ほど、阿部議員ほうから言われました、減額調整対象の保険給付費ですけども、29年度18万9,000円ほどになります。28年度いきますと、24万2,000円ほどとなっております。額には先ほど阿部議員おっしゃった大きい金額ではないというところではありますけれども、国に対しては引き続き国庫負担の減額調整の廃止と、あと、医療費、国の制度としての医療費助成については要望のほうを続けてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 今のことについて、阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 18万と24万、1年に、2年でですね、29年が18万、余りびくびくするような金額ではないですね。

まず、町民の医療費助成等々やっぱり健康で明るく過ごしてもらおう。明るく育ててほ

しいとそういう姿勢に至れば、もう十分、医療費助成ができると思います。よろしくご検討お願いいたします。

それで、次に移ります。きのうでしたか宮崎、鹿児島、災害のことですので、当町も災害を受けているっていうことではありますけども。大変な噴火があって（溶岩道形成）新燃岳出されていまして。すごく心配なところであります。

それで、宮崎っていうか、九州地方から当町に応援に来ている職員はいらっしゃいますか。何名ですか。1名ですか。わかりました。

ちょこっとその辺で、職員の連絡というか、来てとかなんか向こうでも大変なようなんですけども。何か、このままここにいて頑張ってもらいよりも、すごく心配しているとは思いますが、その辺。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 職員のほう、派遣いただいている宮崎県の方から派遣いただいている関係もございます。

まず、派遣いただいている派遣元のほうに、今の状況というかですね、確認等々とりまして、当然、帰省の必要性が生じているという状況であれば、当然、その対応は図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 帰省の情報が、大変来ていただいてありがたいことでもあります。やっぱり家族の状況なんか心配であると思います。ただ、確かめただけではちょっと何とも言えませんので、やっぱり帰省とか、そういう対応をとっていただくよう考えていただきたいと思います。

次に、土坂トンネルです。土坂（つつさか）、土坂（つちさか）が正解だと思うんですけども、ずっと昔から方言でこの地方の言葉として土坂（つつさか）って言っております。3日は、ちょっと、今シーズンは大変な通行どめの数になってしまっております。ここはこれからやっぱり県都と結ぶ重要な道路としてやっぱりトンネル化をもっともっと強く運動しなければならないのではないかと思います。

私も県会議員とちょっとお話ししたときに、大槌町の動きが悪い、運動をもっと活発しなければ、やっぱりトンネル化のレベルが上がらなっている、そういう話を聞きました。それでまた改めてここに出したわけなんですけども。町長、今後。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

議員御指摘のとおり、要請等の活発化という部分については不十分だというのは十分反省をしております。

期成同盟会等につきましては、例年のとおり、国へまた県へという形での要望はしておりますけれども、一体的な町民一体的な、機関団体とかの一体的なものになってないという状況は十分承知をしております。

これからにつきましては先ほどお話したとおり、今回出来上がります（仮称）三枚堂大ケロトンネルを踏まえながら、しっかりと県のほう、国のほうへ要望していくということについてはしっかりと確認を内部しておりますので、やはり、悲願である土坂とトンネルということにつきましては、議員御指摘のとおり、何回かもう通れなくなっている状況でございますし、やはり短時間で県都盛岡にも行きますし、何らかの形でですね、命の道と言われる部分もございましたので、それをしっかりと訴えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今後の活動を期待いたします。

それで、町民の運動ですけど議員もいるわけですし、そして団体交渉的な要望活動も今後必要だと思います。強力な運動をお願いしたいと思っております。

大体はそんなところなんですけれども、ちょっと役場庁舎について、ちょっと戻ってよろしいでしょうか。

庁舎を残すっていう方たちの話。それから、テレビ局ちょっと聞いてみましたけども、検証がまだなっていないっていうことなんです。

平野町長には25年に、まず、個人を責めるんじゃなく、職員を責めるんじゃなく、実際何が起きたかをしっかりと検証し、そして、これからの防災っていうことでそれを踏まえて防災計画をつくるようにっていうことで、メモを渡して、検証して、防災計画ができたわけなんですけども、まだ不十分っていうのは不十分、当時の中でちょっと問題という問題っていうか、問題なんだべな。医療関係との連携とかそういうのが抜けていたので、そういうことで、検証は不十分っていう部分があったんですけども、そういう検証がまだだっていう、県に対して町長は、きのうやっていますし、これからも検証は続けるっていうことでしたね。確認です。もう一度。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 25、28、という形で、検証してまいりました。これで終わりだと

ということではないと私は思っております。しっかりと、そちらの検証については実効性保つためにどうしたらいいのかと、また、いろんな課題もございますし、また、実は、それだけではなくて、生きた証のそれぞれの方々を見ますと、逃げなかった方もいらっしゃいます。あそこから何が酌み取れるかというようなこと、また、今回新たに記録誌という形で編さんをします。

その中でもいろんな人たちの意見が出てくる。それを状況的なものをしっかりと確認をして、やはりそれを検証の形で、どうその防災につなげていくかっていうのはすごく大事なことでないかなと思いますので、あらゆる形で検証というのは進むんだろうし、地区、地区においても、こうしたよ、ああしたよって、実は言う方々いらっしゃるし、そういう方々のその声をしっかりとまとめること。それがしっかりとこれからの避難所運営とか、さまざま緊急時応急時の対応の部分で、すごく参考になることだと思いますし、やはりあの被災地大槌だからこそ、やはりこれから、やはり防災に対して強く、町内外にメッセージを発信することはすごく大事なことだと思いますので、検証については引き続きながら、続けていく必要があるだろうと、それは新たなそのポジションではなくてさまざまな事業を通じながら、それは展開をしていく必要があるだろうなと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

また、私その役場庁舎を恐怖の象徴みたい、それから、責任の追及の象徴っていうかそんなふうにも受け取れる部分もあるんですけども、人間、恐怖、怖いと思うのを避けようと思うのは当たり前だと思います。

私自身もそういう津波の話は聞いてはいたんですけども、堤防ができれば、それほどまではないだろうというそういう思いがありました。

でも、堤防が壊れ、それを越えてくるのが来て、これは何だっていうことで今いろんな、津波の本を買ったりなんかして見ております。

これからはやっぱり今までの経験は役に立たない部分があります。だから地球をよくする、そういう勉強しなければということで、恐怖とかそういうのにこだわりなく、地球全体の自然をよく見ると、そういう勉強をしてほしいです。

教育長一言。いかがでしょうか。そういう子供たちの教育について、いきなり震災、津波のね、地球環境っていうことで、経験だけじゃなく、深く追求する、そういうこと

を子供たちに教えていくっていうのもやっぱり必要だと思いますが、今後のいろんな教育忙しいカリキュラムがあると思うんですけども、その辺いろんな中で考えていってほしいなと思っておりませんが、っていうことです。

○議長（小松則明君） 短く。

○教育長（伊藤正治君） はい、議員おっしゃることも全くそういう私も同感です。

ただ今までは逃げるというだけでまずまず逃げるとそれは1番大事ですけども、その逃げる裏づけの、地震一つとっても、これはその、いわゆる断層の地震なのか、プレート移動の地震で津波が来るか来ないのかといったそういった科学的なことまでやっぱり学んでいかなきゃないだろうと、その学年の発達段階において学んでいかなきゃない。

まさに、ふるさとを学び、地球を学ぶというのは、そのふるさと科の狙いでありますので、そういったことをカリキュラムの中に位置づけながら、やみくもに逃げるところから、考えて逃げる、先ほど自立想像——というのはありますけども、そういう子、学びを充実させていきたいなと思っています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

まず、子育てがまず子供たち若い人たちがいるっていう町が1番大事なことですので、その辺それを、実行していただきたいと思います。

これで私は、終わります。

○議長（小松則明君）

阿部俊作君の質問を終結いたします。

11時10分まで、休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

○

再 開 午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀潤君の質問を許します。御登壇願います。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀潤です。今朝、めっきり冷え込んで明日からの長期予報を見ると、いよいよ温かくなってから俗に言う三寒四温が始まりながら春を迎えられる今日この頃かなというふうな感じがしております。

本日、今回の定例会の最後の一般質問となりますけれども、議長のお許しをいただき

ましたので、させていただきます。

平成30年度の施政方針の中から3点について伺います。

まず1点目は、旧庁舎解体後の跡地利用についてです。

平野町長は、解体への思いと跡地利用について述べられました。見ることがつらい、目にすることは耐えがたいと感じる方々への寄り添いについては説明をされていますが、保存を望んでいる方々への寄り添い方についても説明することを期待するところでもあります。

保存を訴える方は、震災の悲惨さを受け継いでいく、防災教育に生かすとして遺構としての価値を訴える方や、震災を伝えるものがなくなってしまう、なくなつては大槌を訪れる人がいなくなる、衰退につながる、庁舎で人を呼び込むなど、遺構としての価値とは別に観光資源としての期待や建物がなくなることへの物悲しさを訴える方などがいらっしゃいました。

一方で、解体を訴える方は、見るのもつらい、当時を思い出して前向きな気持ちになれない、その建物があることによって、お互いの意見の対立が生まれ、やりきれないなど、感情面でのつらさを訴えているようでした。

震災により亡くなった役場職員は40名と言われますが、大槌町では、800名以上の方が亡くなり、いまだに400名の以上の方が行方不明であり、関連死の方も50名を超えている中、旧庁舎だけがクローズアップされ、そこだけを残すことについて、疑問を抱かざるを得ない。旧庁舎があたかも町の慰霊の場になっていることについて、町民は、納得しがたいものがあると感じております。

町に協力しなければ復興が前へ進まない、やむを得なく土地を手放した住民、代々の土地を提供した住民、その方々たちの中には、なぜ役場だけが残るんだと、やりきれない気持ちを、抱えている方も少なからずいるのも事実であります。

特にもこの時期になると、大槌町のほとんどの話題は、庁舎の問題になっている、庁舎の問題になってしまっていることに、やりきれない気持ちでもあります。

前向きになろうと、言葉では言うものの、見るだけで当時に引き戻されてしまう、それを風化防止というのでしょうか。

私は引き戻すことが風化防止ではなく、おのおのがそれを教訓として受け継ぎながら伝えていくことが風化防止であり、震災伝承になると考えます。伝承とは物ではなく、人が人へするもので、だからこそ深く刻まれ、忘れないのではないのでしょうか。

大事な人を守るために、私たちはその役目を果たし、次の時代へとつなげていかなければならないのではないのでしょうか。

解体、保存のどちらかが正解で、どちらかが間違っていることであるということではないと思っております。

町長の役場庁舎の解体方針には賛成いたしますが、旧庁舎解体後の跡地利用についてお伺いいたします。

町長は所信表明の中で、防災空地としての整備、イベント開催時の駐車場的な活用も検討しているとのことではありますが、役場庁舎が数十年間その地にあったことは事実でありますから、解体後に旧庁舎跡地としてのモニュメント的なものについても、これこそ時間をかけながらも検討していったほうがよいと考えますが、町長の見解を伺います。

2点目は、大槌町の福祉施策についてです。

平成30年から32年度までの第7期老人福祉計画・介護保険事業計画〇（まる）ごとプラン7が報告されましたが、本計画の特徴と、この3年間での、新規事業などの必要理由と必要見込みについて伺います。

また、それらの事業を支える人材確保策について12月定例会の答弁で、県との協議中とのことでありましたが、30年度において、どのような展開があるのか伺います。

次に、子ども子育て支援についてです。

平成30年度が町にとって大きな転換期となる予定です。

一つは、公立保育所の廃止、もう一つは、認定こども園の開始であります。

子育て世代の、公立保育所がなくなることによる不安感などについては、民間と連携しながら差の解消に努めなければならず、また、民間の課題は積極的にその解消に向けた取り組みをしなければならない責任を負うことになります。

行政と民間が連携しながら、よりよい子ども子育て環境を構築していかなければなりません、町の責任と民間との連携について改めて伺います。

3点目は、大槌町の産業振興策の中の、大槌町観光物産協会の役割と期待についてです。

従来の大槌町の観光のあり方についてはPR力が弱い、観光地としての認識が脆弱であったように感じます。

議会の視察研修の中でも、当該地の観光協会は、行政とタイアップしながら、どうし

たら生き残れるのかを模索しながら必死になって、自分の住んでいるまちをPRしている姿に感銘をしたところでもあります。

大槌町もこの震災を受け、必死になって町をPRし、交流人口の拡大につなげるべく任意団体から一般社団法人化し、組織の位置づけを明確にすることによって、町の特産物の宣伝・販売そして町の魅力をPRしていく予定であります。

また、大槌駅舎の、指定管理を観光物産協会に委託する計画で、町の観光拠点としての役割も担っていく体制が整いつつあります。観光物産協会への委託が目標ではなく、町の活性化を図ることが目標と思いますが、今後の観光物産協会と行政のかかわりについて伺います。また、その具体的支援策について伺います。よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀潤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、旧役場庁舎解体後の跡地利用についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、震災により甚大な被害を受けた当町の中で、旧役場庁舎だけを特別な場所として扱うことについては、疑問に感じる方々が多いと認識しているところでもあります。

また、被災自治体の長としては旧庁舎を目にすることが耐えがたい思いをしながら、生活をされてきた方々への気持ちに寄り添いたいと考えているところであります。

町では、旧役場庁舎の跡地利用については、今のところモニュメント等の設置は考えていないものの、今後、何らかの表示の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大槌町の福祉施策についてお答えをいたします。

まず、大槌町高齢者のための〇（まる）ごとプラン7についてですが、町では、若年層の人口が減少することにより、今後一層高齢化率の上昇が見込まれており、高齢期を迎えても、豊富な経験や知識を地域で役立て、互いに支え合い、生きがいをもって暮らし続けられる環境づくりを行う必要があります。

また、介護や医療等の支援を必要とする高齢者が増加する中、可能な限り住みなれた地域で安心して生活することができるよう、地域住民、事業者等と連携して高齢者の地域、生活を支える必要があります。

そこで、本計画では「高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現」を基本理念として、施策を展開してまいります。

具体的には「健康増進・介護予防・社会参加活動の推進」、「地域で安心して暮らし

続けるための環境の充実」、「在宅医療介護連携の推進」、「認知症施策の総合的な推進」、「地域で支え合う仕組みづくり」、「介護保険制度の円滑な運営」の、六つを基本目標として、介護保険サービスや、地域支援事業の充実を図ることとしております。

これらの基本目標に基づき、期間経過期間中の新たな取り組みとしては、小規模多機能型居宅介護サービス、認知症対策型共同生活介護サービス、通所介護サービスについて、それぞれ1カ所ずつ新規開設を見込んでおります。

それぞれの利用見込み量については、既存施設を含め、小規模多機能型居宅介護サービスでは552人、認知症対策型共同生活介護サービスでは348人、通所介護サービスでは1,380回を想定しております。

次に、事業を支える人材確保についてであります。12月定例会の一般質問において御答弁申し上げたとおり、町では、介護従事者の働きやすい環境を整備するため、「介護従事者宿舎借り上げ事業」の実施を、昨年9月に、県に提案しておりますが、このほど、検討結果を県に確認したところ、事業化を見送るとの回答があったところであります。

町では、これまで奨学金やUIターン者への助成金の交付、民間賃貸住宅の家賃補助などにより、町内で就職したいという意思をお持ちの方に対する独自の支援を行い、介護従事者の確保に努めてきたところであります。

また、県においても、当町からの事業提案については、実現しなかったものの、介護従事者の住宅の確保や赴任旅費等に対する支援を行っているところでありますが、抜本的な解決を図るためには、国の責任により、介護従事者の処遇改善のための適切な制度設計がなされる必要があると考えているところであります。

これまで、町では、全国町村会を通じ、「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成など、引き続き人材確保に取り組むよう国に対し要望してきたところであり、今後も引き続き国及び県に対し、介護従事者の確保に向けた処遇改善や職場環境の整備を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、子ども子育て支援についてですが、町では保育士不足により、町立安渡保育所の運営継続が難しい状況となる中、一部の民間施設が平成30年度から認定こども園に移行することに伴い、新たな保育の枠を確保することが可能となったことを踏まえ、本年3月末をもって、町立安渡保育所を閉所することとし、大槌町立保育所設置条例を廃止する条例を、本定例会に提案させていただいたところであります。

今後は、民間施設の協力を得て、地域における子育て環境の充実を図っていく必要がありますが、町内の民間保育所においても、保育士不足により必要な保育体制を整備することが困難な状況となっており、主にゼロ歳から1歳の乳幼児において定員超過や待機児童が発生しております。

町としては、これらの定員超過や待機児童は必要な保育士等を確保することにより改善が可能と考えており、民間施設における保育士等の確保に支援するための新たな取り組みとして、「保育士等確保支援事業補助」を平成30年度当初予算に盛り込んだところであり、

これは民間施設が保育士等の確保に向け処遇改善のための、給与の上乗せや、引越費用の助成、宿舍の借り上げを行う場合の経費を、町が支援するものであり、これにより、平成30年度から3年間で、必要な保育士の拡充を目指すものであります。

保育士不足は全国的な課題となっており、本来であれば、国において、保育士確保に向けた有効な対策を講ずべきものと考えておりますが、現状を踏まえ、限られた財源の中で、町独自の支援に踏み切ることとしたところであります。

町といたしましては、平成30年度からこれら新たな取り組みを通じて、民間施設における保育体制の整備を支援し、連携して保育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、大槌町の産業振興策についてお答えをいたします。

大槌町観光物産協会事務局は、震災後、商工会事務の増大等により、大槌商工会から町に返上され、商工観光課で事務を担っておりましたが、本年4月より観光振興、販路拡大、移住・定住促進、収益事業を推し進める自立した組織を目指し、一般社団法人大槌町観光交流協会の設立に向けた準備を進めているところであります。

また、町では、町の観光が目指すべき方向性を再検討し、町民、観光関係者、事業者と連携による効果的な観光復興を推し進めることを目的とした大槌町観光ビジョンの策定を進めているところであります。

観光ビジョンを推進し、大槌町の特性を生かした観光と物産の振興を図り、町民所得の向上を目指すためには、町と大槌町観光交流協会の役割を明確にし、効果的・効率的な観光推進体制によって町の活性化を図っていかねばならないと認識をしております。

町が担う役割としては、観光振興に係る総合企画、県や他市町村との広域連携業務、

ブランド化に向けた商品開発などの推進であり、一般社団法人大槌町観光交流協会には大槌駅を拠点に民間主導の観光振興を推進できるよう、同協会が民間の中核団体とし、集客イベントや、物産販売の実施など観光関連事業者をリードしていくことが、協会の果たす役割と期待しているところでもあります。

また、大槌町観光交流協会が自立するまで安定した事務局体制が構築できるよう、当面の間は事務局の人件費の負担等を行うほか、自立した組織となるよう、収益事業の拡大を進められるよう、町としても支援してまいりたいと考えております。

今後より多くの方々に大槌のさまざまな魅力に触れ、ファンとなり、何度も訪れていただけるよう、町だけでなく、観光関係者、飲食業者、宿泊業者、加工業者、交通業者等で、組織する「一般社団法人大槌町観光交流協会」と連携したオール大槌の体制で町の活性化に向け、顧客である大槌を訪れる観光客や大槌で物を買っていただける人々の視点に立った事業を展開できるよう努めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 項目にそりながら再質問させていただきます。

再質問ってどうか、その一般質問で感じられたと思いますけれども、今回の庁舎の問題に関しては、本来であれば、私の一般質問の手法とすれば、項目上げながら、まずは質問して、あとは再質問の中で議論をしていくってことをずっとやってきました。

でも、再質問に関して、例えば自分で出している会報であるとか、その議会報に上げるときに、文書で出されたものについて私上げてなかったんですよ。ここでの会話的な話ってどうかその問答については上げてきませんでした。そうするとその中身が住民に伝わらない話になってしまう。ここ議場では、話をして議場のテレビをgörんなってる方わかるけれども、紙面だけで判断されればわからない点があるかな、そのように思ったので、今回の旧庁舎の解体についてはできるだけ、今まで私個人的な話もありますし、住民との話でもありますし、役名柄いろんな世代の方々と幅を広げながら吉里吉里だけではなくて、職員もそうですけれども、あと福祉の関係者といろんな話の中で、この庁舎の問題が話題に出てきました。

長年の中で、そういう思いをいろいろ感じたところもあるので、今回が、町長が、本定例会に解体予算を提示するというので、今までのその幅広い議論というのはどういう観点からなされてきたのかっていうのを非常に整理する機会にもなりましたし、いろんな、ここ今の任期で言うと二年半、その前の任期からもありましたので、そこら辺も

どういう議論したのかなとか、そういうことを一応整理して、今お話をしたところです。

この前の記者会見を紙面で見ると、モニュメント的なところは考えてなくて、防災空地とかイベントの駐車場って見たときに、えっ、って思ったところがあったので、今後の考え方についてお伺いしたところですが、答弁内容を拝見いたしますと、今のところは考えていないけれども、今後何らかのその庁舎があったという標みたいなのは検討したいというような話がございまして、ひとまず安心しているところです。

庁舎があって数十年、震災後7年、あの場所にあのように存在しています。

本定例会で、予算が可決されれば解体するで、改定なくなればあそこは更地になって、その姿を見たときに初めてもの悲しさを感じたり、次への方向性を見据えたりするっていうことの考えがだんだん出て醸成されるんだと思うんですね。

だから、私も質問で申し上げたとおり、解体したから何かをやってくれとか何かをとかって話でなくて、やはりこれだけの議論を呼んでいろんな方々がかかわったっていうことの実実は決して無駄ではないようにするためにも少し落ちついてから考えられたほうがいいかな、というような意味で質問しましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 我々もそういう中でも跡地については、いろいろ検討はしました中で、私も町長も庁舎の時計ぐらいは残してもという気持ちもありました。ただ、それは役場だけが特別かどうかという部分が疑問になって、どこに移転しても我々は役場の職員でありましたからそう思うんですが、ほかの人にしてみれば、自分の働いたところにはそれぞれの思いもあります。そういったことで、やはりこれは公平に扱わなきゃないだろうということです。そういった部分については、やはり無理かなというところがあった。そこらはどうしても、役場が特別だという住民合意が果たして得られるんだろうかという部分が疑問になりました。

それで、まずそれからあとはそうすれば、そこにモニュメントなり、そういった物も建てるということになれば、これは公費を使ってやるということは、それはどこにも建てなきゃならない、どこでも建ててくれと言われれば建てなきゃならない、そういった部分もございまして。そういった中で、もうそうすれば公費でなくて、例えば有志で建てようかそういった部分もあります。そうなってくると、ただあそこは公有地なわけですから。そうすると、誰かここにあの碑を建てたいとか、今でも御地蔵さんとかですね、そういったの置かさっていますけど、そういったときに断ることもできないでしょう。そう

なってくると、そういったいろいろな物の置き場所になってしまう。そういった部分もあって、なかなか難しい。そういったことで、ただ亡くなった方とか、遺族にどうやって報えるのかなという部分もあります。

そういった中では、今、緑地として活用するというにしていますし、あとは普段は、駐車場イベントなどの駐車場として皆さんが捨てておかないですね、皆さんがそうやって集まってくるような、場所で活用するといったことで、いざという時には避難の車の捨て場にして命を助ける場所にする。そういったことで、少しは報えられるのかなという。

そして、今後において、町並みが今こういった状態ですから、これができてきた時点で、ある程度、旧町名の跡の、例えば八日町とか松の下とか。そういったものを建ててくるようこともやります。

そういう中で、ここに役場がありましたというそういったのを建てて、それと簡単な説明板とか、そういったのもやれば、ここにありましたというような標示ができるのかなとそういうことで今考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 我々も二年数カ月前ですか、住民懇談会ということで、いろいろな地区を回ってったときに、亡くなられた方が1,200名以上いる中でね、役場の職員がどうって話ではなくて、そこだけがクローズアップされていくことにどうなんだと。今この時期にそういう話題に終始するのでね、余計それに対する何ていうんでしょうね、やっぱこう心がおさまらない感情がやっぱりあるんだなっていうことは住民感情としてあるのかなっていうのは十分感じたところでもありますので、私が言うそのモニュメントというのは、決して町はあそこは慰霊の場ではないと言っているわけですから、そういう観点ではなくて庁舎があった標としてね、何かがあれば、またそれはそれで一つの歴史を刻むということになるのであればね、それをぜひ考えてほしいという意味です。

あと、その言葉尻をとらえるわけではないんですが、防災空地、空き地なんで、緊急時の避難活動、あとその検討という言葉そのまま活字になったのかわかりませんが、そのイベント開催時の駐車場的なものでありますけれども、しばらくの間使わないほうがいいのかなっていう感じもしますので、そこら辺も落ちついた中でね、判断があってもいいのかなと。

今の副町長の答弁の中で時計とか壁とかっていう話もありました。当初から一部保存

の一部解体か、一部保存かの予算を提案されて可決したときも前面だけを残そうという話で、議会でも可決した経緯があります。

私も何度か「おしゃっち」ですか、今でいう「おしゃっち」の中にね、等身大で時計台とか玄関前だけでも展示できないものかなっていうお話をさせていただくこともありますので、それが具体化できるかどうかは別にしてそういうものも、今から解体ですから排除しないでやるという方も一つはあるのかなというふうに思います。

町が2分してるとかっていう表現もありますけれども、二者択一の中で解体なのか、保存かって言われたときに意見としてみれば2分するっていう話なんです。

住民の意見が、5対5とか、5.5対4.5で、切迫感があるとかっていう話では、昨日来の一般質問を見ても、住民の意見の方々の大体の割合というのもでていますが、そうではないんだろうと思いますけれども、どうしても活字から追っていくと大槌さんというのは、なんか町民が2分するそういう論争しているんですかって言われるんですがそうではなくて、どうしても二者択一を求められるとそういうふうになってしまうし、どちらかをとればどちらかが排除されたっていう話になるんですよね。これ、問答としてこれはしようがないです。

決して、昨日来の、町長の答弁を伺っていると排除したのではなくて説明してきたけれども、ただ信念は変わらない、結果的にはそれが採択されないから、排除という言葉にはなっているんだと思って、せつないところも感じる場所でもありますけれども、これも、我々は議会として2回ですか、委員会の中で中間報告最終報告の中で、まだ、時期尚早ではないかと。それには、この理由、この理由、この理由があるんじゃないかというようなことで待っていただきました。

待っていただいた結果、ある程度の提示をした中で、それをまず達成された、達成される見込みができたということで今回になっていますので、それは真摯に我々も受けとめなくてはいけないのかなというこれ議員の責務として、あるのかなっていう感じがしております。

もう一つ、その検証の話も、検証監小山さんご苦労さまでした。ありがとうございます。きのう、テレビ見ました。

特集を組んでいただいた局がちょっとどうかわかりませんが。ああやって役場職員を寄せてね、夜なのか夕方なのかわかりませんが、自分が培ってきた、県の防災監ですから、消防学校の校長先生もしていますし、いろんなノウハウを在籍中に、

役場職員に伝えたいという思いが、何分でもなかったんです。たまたまかけたらやって
いたんで、つい見入ってしまったんですが、非常にありがたいと思っています。それが
欠けていたからこのような犠牲出したんですから。

私は、それなりに検証監を置いて検証をして、確かに学者先生から言わせればこれも
足りないあれも足りないとその議論はあるんですよ。もちろん終わるわけではないので
ね。なので、25検証、28検証、次に31検証になるのかわかりませんが、検証とい
うのはやっぱり団体である組織でやるのもそうですけれども、風化防止の一番の手だて
は自分ですよ。あの時、自分がどういう行動して、どういう人が目の前で亡くなって
いて、私も消防でしたから水門を閉めたし、目の前で亡くなって行く人も見たし、遺体
の回収もしたし、埋めかたもしたし全てやってきました。

だから、その当時振り返って、そのときの思いこうやればよかったかなって、いうも
のを、次にこれでだめだったからこうやったほういいぞって、いうのが風化防止だと思
うんですよ、短編的にマニュアル化したところで、そうマニュアルどおりにやってあ
んまり成功した例はないですよ。

今回の津波とか地震というのは、今回の震源地だったからこの規模ですよ。だから、
当初まちづくりを計画するときも、今回は震源地だからこうだけれど震源がちょっとず
れたらこの防潮堤でいいのかっていう議論もありました。本当に、復興計画を立てる段
階でいろんな議論をやってきたわけで、この庁舎だけじゃなくてね、いろんな思いがあ
って、最初のころは東京大学の先生が来てこれも議会で申し上げました。

大型防潮堤で人命は守れない。でも、大型防潮堤で逃げる時間は稼げると。いら
ない。必要だ。いろんな議論しながらも、今があるわけです。

議論とは非常に大切であって、それを否定するものではないので、復興が、計画期間
は終わるけれども、本当の復興というのは個人の感じ方なんでね、それは、何も止める
わけではないんですが、究極の町の課題は今何かって言ったら、やっぱりその人口減少
と空き地をどうやっていくのかをやっぱりある財源を使いながら真摯に向き合いなが
らやっていかなければならないんだと思いますので、いずれ、今回いろんな議論もあ
りま
すけれども、ある一定時期にきちっとした結論持ちながら、我々も判断していきたい
と思いますので、それについてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

余りここに触れ過ぎるとまた話がややこしくなるような気がしますので、いずれ、私
個人の想いと今まで住民といろんな対応した中で、きょうの質問をさせていただきまし

たということで御理解いただければなというふうに思います。

それでは、次にいきますけれども、福祉施策についてお話をさせていただきます。

まず、我々の高齢者の業界でいくと3年に1回の改定って非常に大きいんですよ。3年に1回しか見直さないから。逆に言うと3年に1回、介護報酬の単価が変わるということは人の人権費借金の償還財源全てが変わるんですよ。非常に大きな転換期です。それ業界で生きているからそうなんです。

町にとって、あえて聞きますけど、大槌の人口割合で、一番人口値の割合が多い世代は、どの世代でしょう。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 1番多い世代が、今、現在で65歳から69歳の方がふえております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 議員にも説明あったとおり、65歳から69歳が今1番多い世代ですよ。その上が、その下が、65から69にターゲットした中で、介護保険もそうですけれども、地域支援もそうです。介護予防も今後どうするかですよ。

逆な話、この65から69の世代があと10年したら75から79になるんですけども、箱物整備っていうのはカンフル剤にはなるけれども、永続的なものではないと。

そう考えたときに、人っていうのは必ず死にますから、65から69の人が大体終えんを迎えるときに、建物の償却が終わるような箱物じゃないといかんですよ。

だから私、新規事業否定するわけではなくて、きちっとニーズ調査をした上で、役場の財源を使うかどうかはわかりませんが、そういうことをやらないと。大変なことになってしまうと。

つくった方がいいが、維持費に金がかかったり、っていう話になるので、これ町の責任でやらざるを得ない国庫補助が少なくなっているから言うんですよ、どうしても民間頼るじゃないですか。

公立で今からデイサービスつくるわけではないので、いまだと大槌は社協さんとか、うちだとか、あかね会さんがやっているからだけでも、そういうところをお願いをしてやらなければならないといったときに、やっぱ法人はあんまり負荷の財源はかけたくないだろうし、ただサービスを担保しないといけないという世界なので、きちっと話をした上でね、やったほうがいいですよ。

あのまるとプランの、この7も。6からの引き続きもありますからね。だから、それってというのはなかなか今やるべきではないんだろうなということで、6が7についている関係もあるので、ここら辺をきちっと、ニーズ調査をして事業計画に盛り込むと。

私言いたいのは予防です。介護保険はどうしても身体機能が低下していったり認知症が進んでいったり、家族の介護機能が低下していくから、サービスを使ったり施設の入所をしたりというところは、しょうがないんです。でも、それ予防できるんですよ。

5年でも6年でも、ということは予防にいかにも町が金をかけていくか、健康づくり金をかけていっていかってというのが、ところがその財源がないんですよ。なかなか。地域支援事業がキャパは決まっているし。財政課長を見れば上を向いているし。なかなかこれなかなかいい知恵はないですよ。でも、ここに今、金をかけていかないと、後で金がかかる。それが今度、住民負担の保険料っていくわけですよ。だから、いつのタイミングでどこに金をかけるか、見通してというのはこれはもう役場のイニシアチブしかないもので、そこら辺を見据えながら、とりあえずまるとプランの7はできたけれども、7を3年運用していく中で、やっぱり適材適所にね、財源を投じてほしいというふうな思いがあります。何でかっていうと、例えば内陸で、29年4月に100ベッド老人ホームがオープンしたけれども60しか回ってないですよ。何でかっていうと、介護職員が集まらないから。今、両磐地区県南のほうは施設をつくって借金してどうだっという償還と土地と建物だけじゃなくて介護職員本当に雇えますかっていうのを審査するそうです。そしたら上げた手が下がった。そういう話になるので、そういうことを見据えて進めていきたいと思えますけれども。長寿課長でも民生部長でも。いかがですか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 町長ですね、一般質問の答弁のほうでも、お答えしていますけれども、いろんなその町の奨学金とか、そういういろんな助成金でもカバーしているんですけども、実際に国のほうでこの制度の見直しとか、そういったところの処遇改善の適切なその制度の設計の見直しとか、そちらのほうについても、もっと要望等していきたいなというふうに思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 答弁書で「介護従事者宿舎借り上げ事業」これは保育士借り上げ事業をちょっとばくった感じで、県のほうに呼びかけてもらいました。

採択、ならなかったのは残念だったんですが、確認させていただきましても、被

災地のほうでは「新規採用職員就労支援事業補助金」というのが、去年もあったって聞きますけれども、それは継続するっていうことでよろしいんですか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 継続するとの情報を得ております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 介護宿舍の借り上げについては日本全体のことなんで大きくなってしまいうんですが、それは県単位でやってもいいんですが、「新規採用職員就労支援事業」っていうのは被災地に特化して、被災地で介護職員になる場合の補助金ですからね。それが残るといことなので、介護従事者を抱えているところは、例えば盛岡から人を呼び込んだときのアパート代が補填できるとかっていうところで、すごくいいことだと思いますので、これをPRしていかなければならない。何でかという、私は沿岸地区の老人ホーム協会の会長をしていて、つい先日、盛岡で同じような、同じようなという意見交換会があったときに、このような制度をやったほうがいいと思うけれども、皆さんの市町村では県にこういう意見っていうのは上げるんですかって聞いたんですよ。そしたら、どこのブロックの長さんも必ず当該市町村の介護保険事業計画策定委員に入っていたり老人福祉計画の委員になっていたりするんで、居るんだそうです市町村には。介護報酬も減れて人を雇うたってほかから連れてくる。

そうしたときに今の給料から家賃引かれたら誰も働く人がならないからこういう補填策はないのかなっていうんだけれどもなかなか県までいかない。国まで行かない。声がね。そういうようなことを話していました。

私、感謝するのは、町がきちっと県にそれを伝えてくれたということは、もの凄く感謝しています。これがほかの市町村でも多く、県にその声が届くことを期待してます。

保育士の宿舍の借り上げ事業が何で制度化なったかっていうと、保育士不足もそうですし、それが、それ前からあったんですが、中身が上がっていったのは、やっぱり、「保育所落ちた日本死ね」みたいな話ですよ。あれで、ダーっと、クローズアップされたんです。

やっぱり住民がこう声を上げながら、やっぱりこういうニーズがあるっていうことを、決して、その国が補助金をつけたから町もそこで横並びでつけるのではなくて、小っちゃい自治体であればあるからこそ、やっぱり住民目線で住民を守る、もちろん財源の担保は必要ですけども。そういうことをやっていって、それを訴えてくっていうのがや

っぱ効果があるんだと思う。もちろん有力者を使うというのも手ですけども。そういうふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） ありがとうございます。

実際に要望を出した時点でも、県のほうから大槌町だけですっていう話だったんですけども。ちょっと何回もその連絡をして、どうなりましたか、どうなるんですかっていうところ何度か聞いて。ちょっと、冷たいわけじゃないんですけども、ちょっと難しいようなそういう話がずっとこうありまして、何とかお願いしたいというところで、提案をしていたんですけども。やはりその単一の市町村、県内で一つとか、そういうところではなくて、やはり、そういう本当に困っているんだよっていうところの部分、そういう代表の方とか、そういう人の声の力を借りながら、進めていければなというふうに思っております。

○13番（芳賀 潤君） ぜひ続けていただきたいと思います。我々の組織のほうでもそういう意見をきちっと出してくれてっていう話をしてありますので、財源がなくて言っているんじゃなくてちゃんと基金がありますのでね、県にはねそれを、使ってやっていただければなと思います。

続いて、子ども支援のほうに移ります。

全協の説明と、あと、資料の中で民間保育所に委ねる、その責任の一つとして、宿舎の借り上げであるとか給与の上乗せであるとかっていう話でした。

物すごくいいことではありますけれども、この給料の上乗せ今度逆に、保育関係者以外から見ると、なんで保育士だけが、単独補助っていうか大槌はね目玉で上げんだよと、それは公立保育所一旦なくして民間に委ねるから、ある一定期間だと思うんですけども、これに大体の目安の期間はあるんですかね。

答弁書って非常におもしろいもので、同じ人が書いたわけではないだろうけど。先も産業振興のところで、当面の間は事務局の人件費の負担を行う、というふうな答弁があるんで、ここら辺も当面なのか、ある一定のその移行期について3年間はそれを見たいとか5年は見たいとか。そういうふうな期間的なものがあれば、経営しているほうはあてにしますから。来年やめられるよ、3年後になくなるっていうものと、なんていうんだろう、しばらくの間って全然違うんですよ。置き方が。数字の置きかたが違いますので、ここら辺にある一定の期間なのか、そこら辺についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 保育士確保の事業の実施期間についてでございますけれども、今回の保育士確保の事業につきましては、まず、現在定員不足や、超過での受け入れや、待機児童といった形で定員不足が生じている。これを解消するためには、保育士を増員をしなければいけないということで、その増員の推進を図るためにつくった事業でございます。

現在の、定員不足数に対する必要の保育士数っていうのは、おおよそ最大で8名程度というふうに見込んでございます。そのほかに、今回、平成30年度に認定こども園に移行する民間施設においては、認定こども園化に伴って、新たに確保しなければいけない保育士というものもおりますし、他の保育園につきましても、退職等で補充をしなければいけないと。

その補充も、保育士不足の中ではままならないというところでございまして、こういった保育士の不足に対して、何とか町のほうで支援をしていきたいということで、つくった制度でございます。

ただ、保育士確保につきましては、これ喫緊の課題でございまして、ただだらといつまでたっても、保育士が確保できないという状況ではいけないということでございまして、町としては必要な保育士を今後3年間で確保を目指してまいりたいと、そのための民間保育所の努力について、町でも補助制度でもって支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） あと、ソフト的なところは質問書でも申しましたけれども、やっぱり公立保育所がなくなることへの不安感ですよ。

今、通われている親御さんについて、きちっとフォローして、もちろん、今年度、それこそ公立保育所から転園になってる親御さんもありますけれども、今回、初めてっていう人もあるのかもちょっと詳細わかりませんが、やはり、そこら辺もきちっとフォローしていただきたいたいかなというふうに思いますのでぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の産業振興についてです。

今までの大槌の商工会の観光部門のあり方、物すごくこう、例えば、私は小学校だったから、吉里吉里国ブームだとかなんとか、いろんな時代があったりとか、町方のほう

でもいろんなイベントがあつたりっていう時代から、どんどんどんどんそれがなくなつてって、津波前には、浪板海岸と何かしかないような状況の中で避退してしまつて、なので、全くゼロからのスタートだと思います。

ただ、どうしても町が生き残る施策の中にやっぱり交流人口の拡大だったり、今回の、委託先をなんで早く決めたかっていうと、駅舎を拠点にして、社団法人に入ってもらつてそれがいずれ町の活性化っていうのをやりたい。だからもう早目早目にこの行動に移しているわけですから。何っていうんだろうな、我々は期待なんだけれども当局とすればもう一緒に両輪となってやっていかなくちやいけない。だから、さっきの答弁の中で、当面の間事務局の人件費の負担を行うとかっていう、その財源的なフォローだけの話ではなくてね。町が生き残るか残らないかっていう話になるのであればそうだろうし、幸いなことに、ふるさと納税の納税額が年々上がっていますからね。これが下がらないような状況の中で、やっぱりPRしていくことが財源確保にもつながる。下世話な話なのかわかりませんが、そういうやっぱり努力はしていただきたいと思いますけれども、改めてちょっと気概についてというか。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） お答えします。町の活性化を図るためには、町内の事業者の皆さんがまず元気なることが大事だと考えておりまして、観光交流協会と町と一緒にやっていくものは、まずは大槌のものをいっぱい買ってもらうということが一つ大事なことだと思っております。

二つ目は、地域に来てもらって、地域のよさを見てもらって、ファンになってもらって、また滞在してお金を使ってもらつてということもやってかなきゃいけないと思っております。そこを町と観光交流協会と連携しながら、地域の事業者さんと一緒になって元気になっていくようなことを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 産業部長、元気に答えてね。産業育成するのに、元気に答えて。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 大槌町に来たけれどもどこに行ったら大槌の名産が買えるんですかって、前にもお話ししましたよね。聞かれた人が迷つたっていう話でね。おらいのものも美味いんだけどって言いたかったけれども。マストなのかな、役場に聞けばいいのかな、みたいにはならないですよ。そういうことを聞いたらもうアウトですよ。だから、誰しものが大槌にきたら、どこさ行けば何あんのんすつたら、いいから駅さ行っ

たんせ、何かかにかあっこったがですよ。できればっていうか、当たり前の話だけでも、その物産交流協会と一般の商業者の人たちがちゃんと結びついているっていうことですよ、前提として。

いつかの質問で、何社が協同組合に商工会に加盟しているか、1回答えられなかったあるんじゃないですか。そういうことのないように、お土産だとか物産とか商売している人は、常に交流協会がどういう組織で、どういう人が来て、魚ものっていったらこういうのがある、お菓子ものっていったらこういうものがあるって、ツアーでいかないけど、なかなかね。買いたい人は、何そんなこというんだったらほかで買うがってなるんです。当たり前です。それだけ町に思いがないっていうふうな評価されますから。私たちが、何で視察に行つて熱意を感じるかといったら、酒の1本でも買ってもらいたいという熱意。お菓子の一個でも買ってもらいたいという熱意が観光協会にあるんですよ。それを持たせるために、やっぱりその観光協会が、ただ観光のPRだけでリーフレットでパワーポイントで説明するだけじゃなくて、いろんな食材をちゃんと背中にしょって、置けるものは置いて、そうじゃないとリピーターも何もつかまらないっていうことですのでね。既に前例があるので、ぜひそういうものを参考にしてやっていただきたいと思います。

ちょっと時間が残りましたけれども、庁舎の話からさまざまなことで話をさせていただきました。一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君の質問を終結いたします。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩 正 午

○

再 開 午後1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第2 報告第1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 報告第1号工事請負工事請負変更契約締結の専決処分の報告

について御説明いたします。次ページの専決処分書をお開き願います。

契約の目的は、大槌町放課後児童クラブ建設工事。

契約の相手方は、岩手県釜石市大字平田第3地割61番地24、株式会社エイワ、代表取締役佐々木政治。

変更内容は、県契約金額について、変更前9,288万円を変更後9,553万320円としたものであります。

次ページ資料をお開き願います。

専決処分年月日は平成30年2月21日であります。別紙参考資料をお開き願います。

変更理由の主なものは、防犯上の観点からフェンスと門扉の追加を行うこととしたほか、衛生面の配慮から壁面素材を変更することとしたことによるものであります。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号を終わります。

○

日程第3 報告第2号 「大槌町高齢者のための○（まる）ごとプラン7」の策定に係る報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第2号「大槌町高齢者のための○（まる）ごとプラン7」の策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 報告第2号「大槌町高齢者のための○（まる）ごとプラン7」の策定に係る報告について御説明申し上げます。

本計画は、介護保険法の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法の規定による老人福祉計画を一体的に策定するものであり、介護施策、高齢者福祉施策を推進するため、必要なサービス負担の見込みサービス内容や役割等を定めるものであります。

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間であります。

計画の内容につきましては、便宜、A3横版の「高齢者のための○（まる）ごとプラン7」概要版により御説明いたします。

まず、1の計画の基本理念についてであります。町では下のグラフに示すとおり、若年層の人口が減少することにより、高齢化率の上昇が見込まれます。高齢期を迎えても、それぞれの人が豊富な経験や知識を地域で役立て互いに支え合い、生きがいを持つ

で暮らし続けられる環境づくりを行うことが必要となります。

また、表1に示すとおり介護医療等の支援を必要とする高齢者が増加する中、可能な限り住みなれた地域で安心して生活することができるよう、地域住民、事業者等と連携して高齢者の地域生活を支える必要があります。

このことから、計画の基本理念を高齢者が安心して生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の実現といたします。

次に、右側2の施策展開の考え方についてありますが、以下の六つを基本理念の実現に向けた、施策展開の基本目標といたします。

一つ目は、健康増進介護予防社会参加活動の推進であります。健康づくりや生涯学習などによる介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を目指します。また、高齢者が仕事や生活を経て得た経験や知識を活用して、社会的役割や生きがいをもって社会参加できるよう促します。

二つ目は、地域で安心して暮らし続けられるための環境の充実であります。支援を必要とする高齢者及びその家族への相談支援体制を整備します。また、高齢者の実情に応じたさまざまなサービスを選択できる環境を整えます。地域で生活できない方の生活の基盤となる居住の場について調査を行い、施設整備の検討を行います。

三つ目は、在宅医療介護連携の推進であります。町民が安心して自宅で療養生活を送ることができる体制の協議共有を図ります。また、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制在宅医療介護関係者に関する相談支援等の構築を行います。

四つ目は、認知症施策の総合的な推進であります。正しい知識を持って接することが必要であることから、啓発活動について引き続き実施します。また、認知症予防支援策として、集える場所を整備することにより、本人家族へサポートを行います。さらに、認知症が進行した方への支援策を講じ、安心して生活できる環境を整えます。

五つ目は、地域で支え合う仕組みづくりであります。ボランティア等の生活支援の担い手の行政発掘等の地域社会資源の開発を行います。また、生活支援コーディネーターや協議体により地域の住民による支え合い体制の構築等を推進します。単身高齢者、高齢者のみの世帯への支援や虐待防止等の権利擁護に関する施策を推進します。

六つ目は、介護保険制度の円滑な運営であります。介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに保険料など必要な事項を定めます。不足するサービスについては、介護保険運営を考慮しながら、介護サービス事業所の公募等を行うことにより、介護サービ

スの調整を図ります。また、要介護者等の自立支援重度化防止に取り組みます。裏面をお開き願います。

3の介護保険制度の改正についてであります。平成30年度に以下のとおり制度改正が行われることとなっておりますので、御確認願います。

次に、4の主な施策の内容についてであります。施策展開の基本目標ごとに以下のとおり施策を展開してまいります。

まず(1)の健康増進介護予防社会参加活動の推進についてであります。健康増進介護予防は身体的な側面に加えて、高齢者が生き生きと過ごせる趣味や生涯学習など心身の状況に応じた活動に参加できるよう支援します。

社会参加活動としては、老人クラブ、高齢者の就労就業対策として、シルバー人材センターなどの支援を行います。

(2)の地域で安心して暮らし続けるための環境の充実につきましては、保健医療福祉サービス等の適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りや、さらなる問題発生を防止するためのネットワークの構築及び地域課題を把握、解決できる体制をつくります。

要介護者等を介護する家族に対しては、介護技術の講習や息抜きをできる場の提供など、相談支援体制の充実を図ります。

成年後見制度については、普及啓発、総合相談の体制整備、市民後見人の育成支援体制の拡充のため、成年後見センターの設置について検討します。

(3)の在宅医療介護連携の推進につきましては、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

(4)の認知症施策の総合的な推進につきましては、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう複合的に事業を推進します。

(5)の地域で支え合う仕組みづくりにつきましては、高齢者の豊富な知識や経験を生かし、地域のために役立つ活動をしたいという高齢者の活力をボランティア活動につなげていきます。

(6)の介護保険制度の円滑な運営につきましては、不足するサービスについては、介護保険運営を考慮しながら、介護サービス事業所の公募等を行うことにより、介護サービスの調整を図ります。ただし、当町は生活再建の最中であり、その動向を踏まえながらニーズのあるサービスを柔軟に選択する必要があることから、計画期中においてもニーズの把握に努めます。

次に、右側5の給付費の見込みについてであります。介護保険の給付については、要介護要介護等認定者が介護サービス等を利用した際に生じる給付費が総給付費の約95%を占めております。給付費は年々増加し、平成32年度には15億円を超えると見込まれます。

最後に、6のまるごとプラン7期の介護保険料についてであります。総給付額は約43億7,000万円と見込んでおり、第6期の39億8,000万円から9.7%増加すると見込まれます。この給付額をもとに、第1号被保険者の保険料を算定いたしますと、保険料基準額は月額6,072円となります。段階ごとの月額保険料は計画書54ページに記載しておりますので、御確認願います。

保険料の増加要因といたしましては、要介護認定者等の増加による給付費の増、介護報酬の改定による給付費の増、介護保険サービスの充実及び地域支援事業の充実によるものであります。

以上、「大槌町高齢者のための○(まる)ごとプラン7」の策定について御報告いたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番(東梅康悦君) この在宅介護2の面で少しお尋ねしますが、これまでの議会においても、在宅で介護をする人への手当をもう少しやったほうがいいんじゃないかということをご第6次の計画期間に述べてまいりました。

そのときの答弁は、次期、この7期の計画の中に検討したいという行政からの担当課からの答弁もいただいているわけですが、介護在宅で介護している方の何割かがうつ状態にあるという研究家の調査もあるようですし、また、県内において在宅介護をめぐる中で追い詰められて悲しい事件が起きているという事例もあります。幸いにして大槌町ではまだないんですが、そういう全国県内の状況を鑑みながら、今回の介護計画を作成にあたり、在宅への介護者への手当、これがどのように変わったのか。もし、6期と同じような、6期と何ら変わらないのであれば、今までの、自分の要は何だったのかなというところもありますので、そこら辺をですね、説明していただきたい。計画を練るに当たって、今までの議論がどのように、まず、庁舎内で検討されたのかを含めて説明をしていただきたいと思っております。

○議長(小松則明君) 長寿課長。

○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。

6期から7期の計画なんですけれども、具体的に在宅の家族とかの支援の部分については6期と同じような状況でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君

○9番（東梅康悦君） 家族向けの手当ってというのはこの介護保険制度にはないと等しいと。ですので、そもそもこの制度がですね、そういうところに充てれば、そういう部分を取り上げれば、その制度の中で家族向けの手当でも考えられるわけですが、いかんせんそれが不足しているということで、それを補うには、町単でやるしか今のところないんですよ。ですので、大槌町で果たして悲しい事件が起きてないから、いいのか、おきたら考えるのかっていうところですね、真剣に考えてもらいたい。

町長も私とやりとりした中で、自分の家族の親父をまず介護したという経験を踏まえた中で、あのおとき答弁してもらったわけですが、今回のこの7期の計画の中にはそれが含まれてない。本当に真面目にこれ検討したのかなっていうところ、本当にね、思いますよ。

いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 介護保険計画の中での家族介護者への支援をどうするかっていう観点につきましては、介護保険計画の策定委員会の中でも話題となりました。

今回の介護の保険計画7期の策定に当たりましては、在宅介護者に対する実態調査を実施をいたしております。計画書につきましては10ページに記載してございますけれども、調査で来た人員というのがあまり大きな人数の方々に対して調査ができなかったものの、在宅での家族介護の実態についても今回も調査をいたしまして、介護者の年齢というのは大体60歳以上の高齢者が多い状況であり、介護者無職の方が46%ということで、家族の介護をするために、離職された方っていうのは少ないという状況にあります。

もともと、高齢者の方が高齢者を介護しているという状況が多いっていう形でございます。それから、世帯構成は単身及び夫婦の高齢者世帯が61%というような状況になってございます。こういった状況を踏まえまして、議員から前回御指摘がありました。

恐らく、こちらといたしましては家族介護者に対する何らかの助成金の給付っていうようなことで、こちらとしては認識してございましたけれども、やはり家族介護をする際のこの根本的な解決として、金銭の給付の効果がそれ以外の方法に比べて効果があるかどうかということについても検討させていただいた結果、やはり在宅で介護する場合に、いろいろな御事情があつての在宅での介護ということになるろうかと思っております。

ども、そういった介護されている方が、介護をする上でいろいろな悩みや不安を抱えていらっしゃる。その方たちに対するサービス内容としての相談支援であるとか、あるいはショートを活用した息抜きであるとか、そういった側面的な支援でもって、家族介護者等支援をしていこうということで、今回は7期の計画を策定させていただいているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君

○9番（東梅康悦君） 部長が言うのもわかります。わかりますよ。やっぱり、私も在宅でその家族介護っていうのをしたことがないんで、経験なことは言えないです。ただ、周囲にはそういう方々がいます。

例えば、施設を利用したくても、施設が利用できない諸々の事情があって、在宅で介護している方もおります。

私が言っているのは6期のとき、今よりもちょっと在宅で介護している方々に手当てしたほうがいいんじゃないかということ要望してきましたが、金銭も含めてなんですけど、金銭ではないとは思うんですけど、もう少しですね、何かこう、温かみのあるもので準備できないのかなというところが常々思っているんです。悲しい事件が起きてないからいいのであって、起きてから考えるということはね…。これやっぱりおかしな話になりますよ。

実際、県内でもそういう事例が起きていますので、大槌には起きないっていう保障が何もないと。ですので、そこら辺をですね、しっかりとね、考えていってほしい。

昨年までこの議論していたことは何だったのかなっていうところに行き詰まるわけですよ。もう少しですね、これをですね、これはこれでいいです。考えていってほしいんですが、副町長いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 介護保険の中にはですね、介護の計画の中で、主にはだいたい介護給付とか、そういった部分の算定の、なってますからですが、ただ、あのもともと介護5家族教室とか、介護している方々のケアするための教室とか、また、たしか家族介護手当みたいなのもあったはずですし、そういった部分を生かしていけば、そういった形で支援はできているというふうには思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、東梅議員が言ってきたけれども、私もそのとおりだと思いま

す。実際、いろんな方法で心のケアとかそういうこともやっていかなきゃない。そういうその介護する人たちにね、私も、そういう人達を見ている。実際は、例えばその人達が何かこういう催しがあるから出てくださいと言ってもない人もいる。中では、年から年中1年間家の中で介護しっ放しの人もいます。若くてもいます。その辺をもう少しね、詳しく調べて、それなりにやっぱり考えを持って、役所のほうで、その介護する人たちのことをもう少し、ほんの気持ちでいいと思うんですね、その辺は、何も今、東梅議員が言っているようにね、金銭的もそうだけでもというけども全くそのとおりで思っています。

やっぱもう少し配慮のあるね、やっぱ福祉国家だからさ。やっぱその辺をもっと充実してやらないと施設に入れる人たちはいいけれども、入らない状態で家でそういうことやっている人たちは、大変窮屈な思いでやっているはずですよ。これで1年通して見れば、常に家に居てどこにも出られないでね。仕事も持たないで、家で介護している人もいます。だから、そういう人もあるから、もう少し詳しく調べてから、そういう人たちに何か手を差し伸べるといふ、そういう方向づけを持っていただきたいと思っておりますけども、部長どうですか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） まず、今回の計画につきましては計画書でございますので、今後行っていく施策の概略について述べたところでございます。

ただ、この計画書には詳しくは書いておりませんが、私ども、個別の高齢者の方やその家族の介護の方々については、個別具体的に相談支援であるとか、必要な施策につなげるといった、支援は常々行っているところでございまして、今後につきましても、個々の要介護者の方、またその家族の方に寄り添った対応をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私もいつでも見ているんですけども、その辺まで行き届いているか行き届いていないか見ていますけれども、もう少し、もう少しでいいから前向きな方向を持って、ぜひ接していただきたい。そう思いますのでよろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この計画の3ページのことについて、介護保険制度の持続可能の確保っていうことで、現役世代並みの所得それから得に所得の高い層とこういう項目が

あるんですけど、現役並みの所得っていうのは、金額的にきちんと設定というか、これぐらいとかってそういうもありますか。数字的に。

○8番（阿部俊作君） いそがなくてもいいですよ。

○財政課長（岡本克美君） 議長。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 私からかわって御答弁させていただきます。

保険事業は、今回から平成30年度から国保が、県の保険者になりまして、唯一保険者になっているのが介護事業でございまして、そういった観点からも、財政状況については、常に財政課としても、常にこの介護事業については注目しているというか、注視している状況でございます。

この計画書の54ページをちょっとお開き願いたいんですが、54ページには、今回の計画期間中の保険料の基準額について、こちらに段階別に記載しております。

これは、私も何年か前に介護にいたものですから、ある程度の知識があるもんですからお答えいたしますが、この第5段階は標準額でございまして、それ以上、結局、本人課税の分から、要は、所得があったりするっていうのが、その6段階から年金でも課税される方等がこれに該当いたしますが、基本的にはその9段階のうち、現役並みというのがどのレベルかっていうのは、その方の所得やあと控除状況にもよりますが、基本的にはその8段階とか9段階とかそういった方々の、ある程度、お年を召しても高齢者でも所得がある方というふうなことを想定しています。

ですが、分布割合、1番右にですね、分布割合書いてありますが、これはあくまでも現在の状況でございますが、全体で見れば、3.9%や3.6%といった状況でございます。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ありがとうございます。

昨年まで、在宅介護をやってきたもんで、それで福祉用具の貸与の見直してということで、貸与価格の上限が設定されるなどっていうことなんですけども、福祉用具を借りてる場合の上限っていう部分についてちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（小松則明君） 当局、内容についてはわかっておりますか。答えられますか。探している最中ということでよろしいですか。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えいたします。

30年の10月からなんですけども、福祉用具の貸与の適正価格が公表されますということです。金額的に幾らっていうの、ちょっとまだ公表されてないんですけども、福祉用具の貸与の利用者に対して、その商品の全国平均貸与価格と福祉用具貸与事業者の貸与価格の両方の提示と、あと機能の説明が義務づけられるということです。

○長寿課長（阿部慈郎君） 俊作議員、俊作議員の質問の内容と答弁あってますか。

○8番（阿部俊作君） ちょっとその上限っていうのは。いいですか、福祉用具の機器のこういう器械、ここまでっていうのと、あとそこで借りて、支払い部分がありますよね。介護している人の払う分の上限なのか、ちょっとその辺の、どういう上限の設定なのかをちょっと聞きたいなと思ったんですが。

福祉機器にもいろんな種類がありますので、それで、あまり高度な使わないとかも、これ以上とか、その介護の度合いによって、その器械がいろいろと違うもんで、設定をどういう設定しているのかなっていう、その上限の設定というその意味をちょっとお尋ねしたかったんですけど。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 先ほどの御説明した分につけ加えてなんですけども、利用者の方が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるように、その適正な適切な貸与価格の確保するために、全国平均貸与の価格から一定の範囲内で上限のほうを設定するということです。負担とかではなく。

○議長（小松則明君） 後で担当課から聞いてください。進行いたします。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） フォローするわけではないんですけども、福祉用具の貸与っていうのは例えばわかりやすく言うと、ベッドっていうのは要介護度1では借りられなくて2からですよとかね。そういう表をきちっと提示するべきなんだと思います。勉強会でも常任委員会でもいいし。これに充て込むんでもいいんですよ。

結局、標準報酬額の月額負担額っていうのがあって、介護度割合で例えば福祉用具でも使えるもの使えないものもあるわけですよ。だから、我々認定審査会のときに、介護度2でベッド借りられた人が、軽減になったときにベッド借りられなくなるようね。そうすれば介護度上がるよねとかそういう議論するわけでそういう表がちゃんとあるわけですよ。

標準月額負担でもベッド大体1万円とすれば1割負担だから。1カ月1,000円なんだとか、それが上限がこうなんだとか表があるんです。そういうのもわかりやすくこうい

うものにこれが誰に向けてつくっているのか。一般住民なのか、議会なのかにもよるんですけれども、そういうことを一般質問でも取り上げるっていうのは、結局は住民にわかってもらわないといけないわけですよ。給付するほうじゃなくて、サービスを使う人たちが。3年に1回保険料が変わるということは、私たちはこれ使えてきて1カ月にどのぐらいかかってんだとか、保険料が変わるということはそういうことです。そういうものも住民向けにきちっとお知らせするべきだし。東梅康悦さんの言う話っていうのは、介護保険サービスっていう一つの柱があって、それ以上に使いたい人、それ以上に町が財政負担する人を上乘せっていうわけですよ。いや、大槌にはやっぱりこういうサービスが、介護保険のメニューにはないけど必要だと。町が認めてきっきのような在宅介護者への補助制度をきちっと確立すると。横出しのサービスなんですよ。それを保険料に算定すると、結局保険料が上がってしまうという可能性もあるから、なんていうのかな、地域支援事業であつたり、バランスをとって行くっていうの。

町長はこの介護保険料算定したときの第1号の算定の当事者ですからね。あれ以来からは大分制度が変わっているものの基本的な介護保険のからくりっていうのはそうなのですよ。それを、もちろん議会もそうですけれどもこの3年に1回だからね。そういうのを、これを住民に読めたって大変だからリーフレット程度でもいいんです。それが住民への告知PRなんですよ。そういうのして行かないから、困った、どこさ相談したらいい。借りたいけども借り入れないという話、必ずつきます。説明の仕方なんだと思うんですよ。プロ見ればわかりますよ。プロが見ればね。そうではないわけだから、そういう住民にわかるためにわからせるために、やっぱりこういうのってあるべきだと思うのでね。こういうのは全国一律なんだもの。数字が違う程度でね。そうではなくて、きちっとしたものを整備して、住民に告知して行ってほしいと思います。いかがですか。

○議長（小松則明君） Q&Aですよ。町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

ありましたとおり、在宅支援のあり方、横出し上乘せという話もね、制度の中ではありますので、その辺がどうも具体的なものになってないということありますから、在宅介護への支援ということであれば、相談事業もありますしね。

あとは経済的な支援ということもありますから、しっかり状況確認して、次の段階では6月になりますが、それまできちっとある程度の方向性については考えてお示しでき

るようにしたいと思えます。

○議長（小松則明君） 優しくわかる説明でよろしくお願ひいたします。

質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

----- ○ -----

日程第4 報告第3号 「大槌町教育大綱」の策定にかかわる報告について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第3号「大槌町教育大綱」の策定にかかわる報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 報告第3号大槌町教育大綱の策定に係る報告について御説明いたします。

次ページのA3版をごらんください。

教育大綱の策定に当たりましては、これまで、500人以上の町民の方々と議論を重ね、御意見を伺いながら進めてまいりました。こうした議論を踏まえまして、「大槌町教育大綱」みんなでつくる教育の町大槌宣言として報告いたします。

大綱の理念は、学びがふるさと育て、ふるさとが学びを育てるまち大槌、です。

町民のあり方として、ふるさとを愛し、ふるさとを形づくる目指す姿は3点です。

一つ目は、主体的に行動する「自立」、二つ目は、多様な人々と協力する「協働」、三つ目は、逆境に立ち向かう「創造」です。

基本方針として、四つの柱を掲げています。

一つ目は、つなげるこれは、生涯を通してつながる学びとして2点挙げております。

1点目は、ゼロ歳から18歳を見通した幼保小中高地域の一貫した教育の推進、2点目は、地域みずからが主体となっていく公民館活動の推進による世代を超えたつながりのある地域づくりの実践です。

二つ目は、広げるこれは、地域へと広がる魅力的な学びとして3点挙げています。1

点目は、地域を舞台とした魅力的な高等学校教育実現に向けた協働、2点目は、学校、家庭、地域、行政、子どもが一体となった学校運営の実践。3点目は、主体性のある豊かな学びを支える放課後学習の場の保障です。

三つ目はともす。これは、町民の活動意欲や思いに火をともしとして、3点挙げています。1点目は、多文化共生、姉妹都市交流の促進。2点目は、スポーツ、芸術文化、

読書等、生活を彩る町民活動の充実。3点目は、郷土固有の伝統文化、文化財に触れる機会の保障です。充実です。

四つ目は、支える。これは、学ぶ環境の整備として3点挙げています。1点目は、安全、安心して学ぶことのできる環境の整備。2点目は、学びに関わる全ての人にとって働きがいがあり学び育つことのできる環境の整備。3点目は、生まれ育つ環境に左右されずに、学ぶことのできる機会の保障です。

以上、御報告いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。

○2番（下村義則君） これ、全協にこれかかったはずなんですが、それで私はこの基本方針の四つの柱の中に、伝えるも入れたらどうですかという質問をした記憶があるんですが、これ、結局は担当課のほうでこういう資料作成、方針とかいろいろ作成して、教育長は最終確認するわけだと思うんです。教育長、私が伝えるって言ったの。覚えてますか。伝えるというのに入れたらいいかって言ったのを覚えてますか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 確かに承っております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） ここに入らない理由と、もしここに入れないのであれば、この四つの中のどこかに入れるのかなと思うんですが、どうでしょう。

○教育長（伊藤正治君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 下村議員の思いを全協のときもいただきました。で、伝えるはその四つの柱全部を通して、住民に町民にあるいは子供たちに、あるいは教師に地域に伝えていくっていうのは一番の基本になってございます。そういった形で、項目としての伝えるというところは載せてはおりません。ただその精神とすれば、今言ったように、全部のこの四つの基本方針は全ての町民あるいは携わる人に伝えるという、そういう思いが込められてございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 丁寧な説明ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号を終わります。

○

日程第5 議案第1号 大槌町文化交流センター条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第1号大槌町文化交流センター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第1号大槌町文化交流センター条例の制定について御説明申し上げます。

次ページの条例案をごらん願います。

まず第1章総則でございますが、第1条は条例の趣旨でございます。町民の文化活動、学習機会及び交流の場を提供し、地域文化の創造・伝承及び発展を図るとともに、文化活動等に関する情報発信するため、大槌町文化交流センターに関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条は、大槌町文化交流センターは大槌町文化活動交流施設及び大槌町立図書館の二つの施設をもって構成することを規定しております。

第2章は、第3条から第14条まで、大槌町文化活動交流施設について規定しております。

第3条は、文化交流施設の設置について規定しております。

第4条は、文化交流施設の位置について大槌町末広町1番15号と規定しております。

第5条から7条までは、施設の使用許可や取り消し等について規定しております。

次ページをごらん願います。

第8条から第10条までは使用料について規定しております。なお、使用料の額は別表に掲げてございます。

第11条は損害賠償について規定しております。

第12条から13条までは指定管理者に管理させる場合の業務内容及び利用料金等を規定しております。

次ページをごらん願います。

14条は利用料金の減免を規定しております。

続いて第3章の第15条は、図書館の設置及び管理については既に制定している大槌町立図書館設置条例に定めるところによることを規定しております。

第4章の雑則として、第16条は行為の禁止を第17条は委任を規定しております。

なお、本条例の施行日につきましては、開館予定日の本年6月10日からとしておりま

す。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第1号大槌町文化交流センター条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第6 議案第2号 大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につきましては、介護保険法の規定により、県条例において基準が定められてきたところではありますが、介護保険法の改正により、平成30年度から市町村条例において定めることとされたことから、基準を定める条例を制定しようとするものであります。

なお、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は特段の理由がない限り、国が示す基準に準ずることとされており、従前の県条例及び今回提案させていただいた町条例とも、国が示す基準に準じていることから、指定居宅介護支援事業者においては、町条例の制定により特段の影響が及ぶものではございません。

条例案をお開き願います。条例案の内容については、主なものを御説明させていただきます。

第1章は、趣旨及び基本方針を定めるものであります。

第1条は、この条例は、在宅の要介護認定者に対し、ケアマネジメントを行う指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めることとするものであります。

下段、第2章は、人員に関する基準を定めるものであります。

第5条は、事業所ごとに1人以上の常勤の介護支援専門員を置かなければならないこととするものであります。

また第2項は、介護支援専門員は、利用者の数が35人を超えるごとに1人増員することとするものであります。

次ページをお開き願います。

第6条は、事業所ごとに常勤の主任介護支援専門員を管理者として置かなければならないこととするものであります。

第6条の下、第3章は運営に関する基準を定めるものであります。

4ページをお開き願います。

第15条は、基本取り扱い方針として指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう行うとともに、事業者はみずからのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととするものであります。

9ページをお開き願います。

最後に附則第1項はこの条例は平成30年4月1日に施行し、第16条第20号の規定については、同年10月1日に施行しようとするものであります。

また附則第2項は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、経過措置として介護支援専門員を管理者とすることができることとするものであります。

以上が大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。

○2番（下村義則君） 5ページなんですけども、私ひと通りこの読ませていただきましたんですが、5ページの(15)の、あ、い、ってありますけども、中段のところですが、これ、少なくとも1月に1回、って解釈するんですかそれとも何て言うんですか、1月に1回、例えば1年に1回なのか、ひと月に1回、何かちょっと疑問に思ったので。そこらを確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 1カ月に1回ってことです。

○2番（下村義則君） 1カ月に1回、ということでもいいんですね。分かりました。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第2号大槌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第3号 大槌町町営住宅併設店舗の使用等に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第3号大槌町町営住宅併設店舗の使用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第3号大槌町町営住宅併設店舗の使用等に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、御社地町営住宅内に整備しました併設店舗の使用等に関して必要な事項を定めることを目的に制定しようとするものであります。

次ページの条例案をお開き願います。

第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では、併設店舗の名称及び位置を規定しております。

第3条では、併設店舗使用予定者の選定方法等について規定しております。

第4条では、使用の許可、第5条では、使用開始の手続について規定しております。

第6条、第7条、第8条では、使用料に関する事項を規定しております。

第9条では、使用の費用負担義務を規定しております。

次ページをお開き願います。

第10条では、権利の承継、第11条では使用者の保管義務を規定しております。

第12条では、使用許可の取消し、第13条では併設店舗の返還を規定しております。

第14条では、本条例で定めるもののほか、当該施設の使用等に関し必要な事項は、別途規則で定めることとしております。

附則としましてこの条例は公布の日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第3号大槌町町営住宅併設店舗の使用等に関する条例の制定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第8 議案第4号 財産の交換、譲与、無償貸付等の等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第4号財産の交換、譲与、無償貸付等の等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第4号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条普通財産の譲与または減額譲渡中、第1号の規定に、「国または」の文言を追記するものであります。

附則といたしましては、当該条例は公布の日から施行するものであります。

以上御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） このとおり財産の交換とか、譲与という形の改正案でございますが、ただこれだけは詳しくわからないので、もし町内で該当する事例があれば、それを知らせていただければと。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

吉里吉里地区におきましてですね、防集事業で取得した防集元地なんです、防集元地で取得した土地を国道45号線が従来のコースから、ルートから、路線から、ちょっと

今、移動したというか、路線を変えて、宅地の造成によって変えております。

その一部がですね、要は、今回の新しく国道45号線をこうルートをつくった一部に用は防集事業で取得した土地が該当しているということでございまして、結局国庫事業で取得してます。防集事業は、です。結局それはまた国と売り買いするとですね、結局が国とのやりとりになってしまうので、財政健全化法の平成23年度に国の法律改正しておりましたので、そういった事例が今回ございました。

他の市町村では条例改正してない市町村もございしますが、今回そういった国道45号線の土地をですね、国道事務所のほうに寄附するという事例でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第4号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後2時02分

○

再 開 午後2時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第9 議案第5号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第5号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第5号大槌町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページ新旧対照表をお願いいたします。

第138条国民健康保険税の課税額については、法律改正に合わせまして、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴いまして、国民健康保険税の課税額

の定義を変更するものであります。

3ページをお願いします。

第140条の3 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額については、第138条の改正に伴う、所要の規定の整備となります。

なお、附則といたしまして、第1条は施行期日、第2条が国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第6号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第6号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第6号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険制度改革により国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

条例案をお開き願います。

第1条は、国民健康保険を国民健康保険の事務に改めるものであります。

第2条は、国民健康保険運営協議会を、大槌町国民健康保険事業運営協議会に改め、設置を規定するものであります。

いずれも、平成30年度から都道府県と市町村がともに国民健康保険を運営することとなったことに伴う規定の改正であります。

最後に、附則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が、大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第6号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第11 議案第7号 大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第7号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第7号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例案をお開き願います。

第2条は、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、同条例第4条が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第3条は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により国民健康保険の住所地特例者が年齢到達などにより、後期高齢者医療制度に加入する場合に、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、保険料を徴収すべき被保険者の定義について所要の改正を行うものであります。

次ページをお開き願います。

附則第2条は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、削除するものであります。

最後に、改正附則は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が、大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第7号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第12 議案第8号 大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第8号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第8号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例案をお開き願います。

第3条は、放課後児童クラブを利用することができる児童の範囲を3年生までから6年生までに拡大しようとするものであります。

また、附則は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例案の内容でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） まず、4月から始まることに定員の問題だったり減員の問題だスタッフの問題だったりいろいろあると思うんですが、現状の計画で定員計画と、あと、スタッフの確保についての充足率とスタッフ確保が守らない場合、定員減で運用するのかっていうあたりをちょっとお聞かせください。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現在、整備を進めております。放課後児童クラブの施設は基

準上は最大80人の受け入れが可能な規模となっております。

これまでの保育の質を維持しながら、定員を80人に拡大するためには、10名程度の指導員が必要と見込んでおりますが、これまでのところ、全国的な保育士等の従事者不足の影響により、必要な指導員の確保に至っていない状況にありますことから、当面は受け入れ可能児童数を現在の45人から10人拡大し、55人でスタートすることとしております。

今後も鋭意指導員の確保を進め、受け入れ可能児童数の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） そうした場合に、3年生が6年生になりますよね。そのキャパが大きくなるっていうことと、何人ぐらい規模、っていうその前に、55人が希望者が55人であれば全然問題ないんですが60人とか70人の場合に、マッチングしなくちゃいけないんですよね。そのときの優先順位とかっていうのもあるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現在45人の定員でやっております、条例上は3年生まで対象にしてございますが、実態といたしましては2年生までしか受け入れができていない状況でございます。

現在、待機になっている児童の方が10名いらっしゃるということで、何とかこの退去を解消しようということで、指導員の充足率については希望どおりの充足率には至らなかったものの、何とかこの10名をプラスして、55名の受け入れ枠は来年度は確保しようということでやっております。

ただ、条例上6年生までを対象にいたしますが、基本的には申し込みのあったお子さんの中から一定の基準で優先度を考慮した上で、受け入れをしていくということになりますので、全てのお申し込みがあったお子さんについて受け入れが可能な状況には現在のところはなっていないところでございます。

○13番（芳賀 潤君） だからその優先順位について。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 優先順位につきましては、基本的にはまず小さいお子さんを優先して入れていくっていうことが基本になります。

また、同じ年齢のお子さんの中でも、保護者の方の就労状況によって、遅くまで、家

にいらっしゃらないお子様をまずは優先をしていかなきゃないということで、そういったところ総合的に勘案をいたしまして優先順位付けをして、受け入れをしていくということになります。

○13番（芳賀 潤君） 何でそれですごく聞くかっていうとちょうどその年度末、年度初め3月4月の事業者にしてみれば、雇用条件の書きかえ更新の時期なわけですよね。申し込んでいるけど今は入れてない。なので、短時間勤務しかできなくて3時までしか働けない人が、これが使えれば5時半が可能になるとかっていうのもあるんですよ。

ところが、こないだ話しているに、まだその結果が来てないんですよっていう話になっているので。もう3月の7日ですからね。新しいそのお母さんもそうだし子供もそうだけれども、その方が働いてる事業所だって計画があるわけですよ。そういうことをトータルしてあるので、優先順位のセレクションについては、福祉課がやるんでしょうから、それを早目にね、保護者の皆さんに伝えていかないと。今度はまたそれを伝えられて、いや、年度途中で申し込んだからカットだったけれども、最初から申し込んでるから行けると思った。事業所には、5時まで、5時15分まで働けると言いますって言ったから、役場でまただめになったから、スタッフが集まらないから、だめになったからまた3時でお願いしますなんていうことになってしまうので。そういう実際ありがたい話だけど運用してみればいろんなところに波及していくのでね。

そこら辺、保護者さんに早目に通知をしてあげてください。お願いします。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第8号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第13 議案第9号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第9号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第9号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例案をお開き願います。

第2条は、平成30年度から平成32年度までの保険料率を9段階の所得に応じ、記載のとおり定めるものであります。

また、第2項は、所得が最も低い第1項第1号に掲げるものの保険料率を3万2,800円に軽減することとするものであります。

第3条第2項は、保険料の納期の末日が休日に当たるときは休日の翌日を納期の末日とするものであります。

次ページをお開き願います。

第16条は、介護保険法の改正に伴い、過料を科す対象者について所要の改正を行うものであります。

最後に、附則第1項は、平成30年4月1日に施行しようとするものであります。

また、附則第2項はこの条例による改正後の保険料率は平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については従前の例によることとするものであります。

以上が、大槌町介護保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 先ほどの年齢構成のところで、その年齢構成のところに我々が団塊世代で入ります。この介護保険についても今も引かれていると。

ただ、この引かれているのも、これも助け合いの精神からいけば、これやむを得ないとは思いますが。ここの、この条例の中で上がっていくお金が、例えばその特例のやつ抜いたとしても、5,000円からだいたい1万2,000円くらいの差があると。ここでどこまでも、このような状態で差をつけながら上げていかなきゃならないのか。それとも、上げるんなら一律に上げてそこで止めるのか、その辺について、ちょっと疑問に思うんですけども。なぜこのようなどこまでも段階付けて上げていかないといけないのか。それは確かに所得によって上げるのは分かりますけども、やっぱり、この上げるものにはみんなやっぱ反対なんだな。もう少しその辺を、中身をさ、少しこの具体的に説明してく

れませんでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 簡単にだけ御説明申し上げます。

例えばです。今の高齢者の数で、使ってる人も変わらなく、7期に移行したとしても、実は上がるんです。というのはですね、例えば、先ほど給付費の話がございましたが、給付費は基本的には、国から例えば20%県から10何%っていう形で、町から12.5%支出、そして、今現在、第6期は給付費の22%が保険料で賄われております。今、大体給付費は14億円ほどございます。第7期になりますと、第1号被保険者負担分がですね、1%増加するんです。今、22%なんです、第7期、来年度からは、23%に1%増加するんです。ということは、給付費が14億円ですので、1%増加するということは、被保険者分として保険料分としては1,400万、年間で増加するんです。

ですので、単純に、なんにも変わらなくても、その使ってる人や、高齢者の数が変わらなくても、これは国の施策ですね、どうしても被保険者の負担分が上がってしまうという状況がございまして、これはどうしてもやむを得ない、単純にこの部分だけですね、あとは給付費の状況等もございしますが、どうしてもその国の施策の問題もございしますので、その点はちょっとご理解いただきたいなということでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君

○11番（金崎悟朗君） 説明するのも御無理ごもっともな話で、ただ、払うほうから言えば、いや、これから、確かに我々もそういう中に入ってんだけどね。やっぱ、払うほうとすれば、なんでもかんでも、国保会計でも何でも全て払う人は、例えばを上部にいる人はずっと同じ額でどんどんどんどん払わなきゃいけない。所得があるからそうなんだって言えばそれまでだけれども、やっぱその辺、県さもねやっぱり、国民の1人だからね、私はさ、やっぱその辺はもう少し、国のほうに働きかけとか、県のほうへの働きかけをしながら、やっぱ我々住む町民が、もう少しでも、少しでも軽くなるような方法考えられないでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 今回の保険料率につきましては、所要額がふえているっていうこともございまして、こういった形で増額をしておりますけれども、町といたしましても、介護給付費準備基金から一定額、取り崩しをいたしまして、増加の抑制を図っているところではございます。

ただやはり、介護保険財政の基盤安定のためには、一定の制度改善っていうことは必要だと考えておまして、これまでも全国町村会を通じた形で、国に制度改善の情報はしているところでございます。

今後も引き続き、国や県に対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君

○11番（金崎悟朗君） 確かに。ありがとうございます。ただもう少し住んでいる町民にわかるように、いや、こういう働きかけをして一生懸命頑張ったけども、各市町村も同じことをやってますよと。けども、やっぱり国からの方針もあるし、かかってくる。高齢者、少子高齢化だからやむを得ないんだと、もう少しその辺を取り組みをやっていてるってことを、もっとう、町民に聞こえるような方法とっていただきたい。そう思います。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） この1号から9号までまずこの数字が並んでまして、それ以外のものが3万2,800円とありますね。これに所得を、この空欄のところに載せられないものですか。載せられないんであればしかたないんですが、載せれるんであれば、何かこう見やすくなりますがね、なんぼの収入があった人はこのぐらいで、なんぼの収入があった人はこのぐらいですよ。もしそれは無理であれば後で資料ください。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） これはあくまで条例でございます。

条例は、保険料の率を定めるものでございまして、その所得がどの段階にあるかっていうのは国の政令を引用する形で規定をするというのがこれが条例のつくり方のルールでございますので、この中に所得を明記するっていうことは、条例の規定上はできないということではございますけれども、保険料の率の、その段階ごとの所得状況につきましては、先ほど報告第2で御報告申し上げました介護保険計画の54ページに内容記載してございますので、こちらのほうを御参照願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この保険料に関しましては、みんなでお金を出し合って、この制度が成り立つということで、上がるのもこれは仕方がないということで諦めたいわけですが、第6期の保険料を見たとき、県内24の保険者中、大槌の水準は15番目だったという資料が9ページに載っております。

今回のこの改正することによって、住民がどの程度になるのかなっていうのも一つの関心事でございますし、先日、同僚議員の中でその町民所得、町長は10年後に10位以内という目標を掲げているっていうことがまず公になりましたが、実際、今、町民所得が県下でも尻のほうでいる中で、保険料率だけが、例えばこの介護の保険料率が尻であればね、町民的にも納得するところがあるんですけど、なかなかそれは町民所得とこの介護の保険料率の順位が連動しないというところに、市町村のさまざま持つ課題が、この保険料率に影響してくるというのはわかるんですが。その辺ね、悟朗議員じゃないけど、どうしても負担が伴う場合は、所得が思うように上がってない中で、なかなか世帯にとっては厳しいと。そこら辺をいかに町民の方々に納得してもらって、納付してもらえかっていうのが本当に一番大事になってくるんじゃないかなと思う。上がることに対しては誰も賛成しませんよ。ただ、納めてもらわなければ、国保であろうと、介護であろうと、成り立たないところがありますので、そこら辺をですね、もう少し詳しく周知した中でやっていかなければいけないと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 他市町村の保険料水準の動向につきましては、当町と同様に、他市町村においても現在議会等で議論が進められているところかと思えます。

他市町村で保険料率が出てくれば、他市町村の状況もわかってまいりますので、そういった他市町村の状況も踏まえながら、わかりやすい広報周知等に努めてまいりたいと考えます。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 追加でお答えします。

国保にしろ、介護にしろ、収入に保険料が連動するわけではなくて、どれだけ医療費がかかっているか、どれだけ給付費がかかっているか、それによって来るんです。先ほど財政課長が答えたというように、1号保険者の被保険者も段階どんどん上がってきています。当初のころは17%ぐらいを負担してください、というのが毎年1%ずつ上がってきている。だまっていても上がるような状態になっている。これは国の制度なんです。ただ、大槌町はやっぱ所得が低くても医療費にしろ、介護給付にしろ、結構かかっているという状況がございますので、それで、所得が低くてもそういった部分については高めに出るというような状況でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ちょっと、先ほど基金の取り崩しっていうことでしたね。

それで、この金額設定ということなんですけど、基金のどれぐらいの部分を取り崩したのか教えていただけますか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現段階で介護給付費準備基金の中から4,000万円取り崩すことで考えてございます。

○8番（阿部俊作君） 割合については。

○議長（小松則明君） 割合…。

○8番（阿部俊作君） 基金に対する。

○議長（小松則明君） ちょっと、私も聞き取れるようにちゃんと質問してください。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 金額がわかりました。そして、基金残高に対する取り崩しの割合っていうのは出せますか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 大体基金残高の半額程度と想定してございます。と申しますのが、基金というのは保険料率の増加抑制だけではなくて、予期せぬ給付の増に対応するためある程度のバッファっていうのはとっておかなければならないと考えてございます。

今後、消費増税が予定をされておりまして、予定通り消費税が10%に増えた場合はそれに伴う介護給付費の増というものも見込まれますので、一定程度の基金は残した上で、取り崩し額を決定しているところでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第9号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 賛成多数でございます。よって、本案は原案通り可決されました。

----- ○ -----

日程第14 議案第10号 大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第10号大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 議案第10号大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、要介護認定非該当者に対する在宅福祉サービス事業のうち、ホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業が平成30年度から介護保険法に定める総合事業に、完全移行することから、これらの事業を廃止し手数料の規定を削除しようとするものがあります。

条例案をお開き願います。

条例の名称はホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業を廃止することに伴い、大槌町生活管理指導短期宿泊事業手数料条例に改めるものであります。

第1条は、ホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業を廃止することに伴う規定の整備を行うとともに、ショートステイサービス事業の名称を生活管理指導短期宿泊事業に改めるものであります。

第2条は、ホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業を廃止することに伴う、規定の整備を行うとともに、別表について、ホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業に係る手数料の規定を削除するものであります。

最後のページをお開き願います。

附則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が、大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第10号大槌町在宅福祉サービス事業手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第15 議案第11号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第15、議案第11号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(才川拓美君) 議案第11号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、省令改正により指定地域密着型サービスの事業等に係る基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

条例案をお開き願います。

以下、主な改正内容について御説明いたします。

第1条は、大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を新旧対照表のとおり改正しようとするものであります。

新旧対照表の中段第2条第6号は、新たに共生型地域密着型サービスが創設されることに伴い、用語の定義を加えるものであります。

2ページをお開き願います。

新旧対照表の中段、第6条第5項第12号は、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する介護医療院が創設されることに伴い、規定を加えるものであります。

5ページをお開き願います。

新旧対照表の第78条の2は、共生型地域密着型通所介護の基準を定めるものであります。

14ページをお開き願います。

新旧対照表の第130条第7項は、指定認知症対応型共同生活介護において身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を規定するものであります。

以下、16ページ、新旧対照表の第150条第6項においては、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、18ページ新旧対照表の第169条第6項においては、指定地域密着型介護老人福祉施設、19ページ新旧対照表の第194条第8項においては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においても同様の措置を規定しております。

26ページをお開き願います。

第2条は、大槌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を新旧対照表のとおり改正しようとするものであります。

改正内容は、第1条の大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様、介護医療院の創設に伴う規定の整備、身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置の規定などであります。

31ページをお開き願います。

31ページ、第3条は、大槌町指定介護予防支援等の人員、事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を新旧対照表のとおり改正しようとするものであります。

32ページをお開き願います。

新旧対照表の第6条第3項は、医療と介護の連携の強化を図るため、あらかじめ利用者またはその家族に対し、病院等に入院する必要がある場合に、担当職員の氏名等を伝えるよう求めなければならないこととするものであります。

33ページをお開き願います。

新旧対照表の第32条第14号の2は、必要に応じ利用者の心身または生活の状況に係る情報を利用者の同意を得て主治医等に提供することとするものであります。

34ページをお開き願います。

附則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上が、大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第11号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（小松則明君） 先ほどの日程の中の第3、報告第2号「大槌町高齢者のための（まる）ごとプラン7」の策定に係る報告について、長寿課長から補足があります。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 補足をいたします。

先ほど、報告第2号のところで阿部俊作議員さんのほうから福祉用具の貸与の見直しの上限というところで、芳賀議員さんのほうからちょっと助けていただいたんですけども、実際に施行されるのが30年の10月からなんですけども、金額的なものはまだ示されておりません。中身については、そういうリースの物品があるんですけども、そちらのほうの取り扱い業者のですね、その差を適正な部分に縮めるというか、全国平均貸与の価格から一定の範囲内で上限を設定するものです。

業者の中で、高額な業者がいたり、あと安い業者がいたりするんですけども、その分の一定の範囲でその上限を決めるというものでございます。ですので、利用されるその方の負担の部分とかっていうことではございません。

あと続きまして、東梅康悦議員と金崎悟朗議員さんのほうからの在宅介護者へのですね、支援について補足をいたします。

四つありまして、まず一つ目が、家族介護教室でございます。要介護高齢者を介護する家族に対して、介護の知識や技術を習得するための教室を開催しております。実績としまして16名の方の参加がありまして、そのうち、6名の方が実際にその介護を行っている方々でございます。

二つ目は、在宅重度要介護者等介護用品給付事業なんですけども、これは介護者のですね、負担軽減、経済的な負担もあるんですけども、そちらの部分の在宅において、おむつを半年以上継続して使用されている方、要介護4または5の方、あとは重度身体障

害者、障害児の方及び認知症ランク 3 A以上の方へ介護用品の給付券月2,000円なんですけれども、こちらのほうを給付しております。実績は36名の方に対して、70万8,000円の寄附を行いました。

三つ目は、認知症カフェの実施です。認知症の普及啓発と介護者の負担軽減を目的としまして、誰もが自由に参加できるカフェ形式の場を提供しております。月1回開催しております、合計延べ今年176名の参加がありまして、実際に介護者介護されている家族の方が10名、介護者が10名で、介護経験者が17名でございました。

四つ目なんですけれども、介護保険サービスですね、ショートステイの利用がございます。介護サービスのメニューにおける短期入所生活介護のサービス提供を家族の介護負担軽減のために実施しております。

これらの事業を活用しつつ、在宅介護者への支援に努めてまいります。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす8日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会

午後2時55分